

報道関係者 各位

令和 4 年（2022 年）12 月 23 日（金）

【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室

室長補佐 佐藤 純一（内線 4843）

健全育成係長 浜田 裕（内線 4845）

（代表電話） 03(5253)1111

（直通電話） 03(3595)2596

**令和 4 年（2022 年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況
（令和 4 年（2022 年）5 月 1 日現在）**

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど令和 4 年（2022 年）の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年（2018 年）9 月 14 日策定）に基づき、放課後児童クラブについて、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で約 30 万人分の整備を図ることとしております。

【調査結果のポイント】

登録児童数《過去最高値を更新》

1,392,158 人【前年比 43,883 人増】（令和 3 年：1,348,275 人）

放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

36,209 支援の単位【前年比 811 支援の単位増】（令和 3 年：35,398 支援の単位）

「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度（2015 年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

放課後児童クラブ数

26,683 か所【前年比 242 か所減】(令和3年：26,925 か所)

うち、放課後子供教室との一体型 5,869 か所【前年比 16 か所減】

一体型とは、同一の小中学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態(「新・放課後子ども総合プラン」に基づき1万箇所以上を一体型で実施)。

クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を図ったため。

利用できなかった児童数(待機児童数)

全体：15,180人【前年比 1,764人増】(令和3年：13,416人)
(学年別内訳)

小学1年生：2,117人【前年比 108人増】

小学2年生：1,931人【前年比 51人減】

小学3年生：3,492人【前年比 128人増】

小学4年生：4,556人【前年比 770人増】

小学5年生：2,247人【前年比 634人増】

小学6年生：837人【前年比 175人増】

・平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。

・待機児童数については対前年比で1,764人増加し、15,180人となった。

・待機児童数の学年別で見ると、小学校低学年(小学1年生から小学3年生)は185人、小学校高学年(小学4年生から小学6年生)は1,579人増加した。

・都道府県別では、東京都(3,465人)、埼玉県(1,554人)、千葉県(1,179人)で全体の約4割を占めている。

放課後児童クラブの職員数：182,577人【前年比 6,994人増】

うち放課後児童支援員の数：102,677人【前年比 3,515人増】

うち認定資格研修を修了した者の数：96,075人【前年比 5,285人増】

うち補助員の数：76,372人【前年比 2,259人増】

うち育成支援の周辺業務を行う職員の数：3,528人【前年比 1,220人増】

放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士：24,519人(23.9%)【前年比 215人増】

高等学校卒業者等で、

2年以上児童福祉事業に従事した者：34,836人(33.9%)【前年比 1,857人増】

教育職員免許状を有する者：24,052人(23.4%)【前年比 403人減】

()内は放課後児童支援員の総数(102,677人)に占める割合

18時半を超えて開所している放課後児童クラブ数

〔平日〕

16,216 か所 (60.8%*)【前年比 158 か所増】[令和3年: 16,058 か所 (59.7%*)]

(*) 平日に開所している放課後児童クラブ数 (令和4年: 26,680 か所、令和3年: 26,920 か所) に占める割合

〔長期休暇等〕

15,571 か所 (58.7%*)【前年比 15 か所増】[令和3年: 15,556 か所 (58.0%*)]

(*) 長期休暇等に開所している放課後児童クラブ数 (令和4年: 26,548 か所、令和3年: 26,797 か所) に占める割合

(参考) 18時半を超えて開所している放課後児童クラブの登録児童数

〔平日〕 890,138 人 (63.9%*)【前年比 48,335 人増】[令和3年: 841,803 人 (62.4%*)]

〔長期休暇等〕 856,047 人 (61.4%*)【前年比 39,756 人増】[令和3年: 816,291 人 (60.5%*)]

(*) 全登録児童数 (令和4年: 1,392,158 人、令和3年: 1,348,275 人) に占める割合

目次

概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	6
2	設置・運営主体別実施状況	…	7
3	設置場所の状況	…	7
4	登録児童数の規模別の状況	…	8
5	学年別登録児童数の状況	…	8
6	終了時刻の状況(平日)	…	9
7	待機児童数の学年別の状況	…	9

詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校校区数の状況	…	10
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	10
3	実施場所別クラブ数の状況	…	11
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	11
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	12
6	学年別登録児童数の状況	…	12
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	12
8	平日の開所時刻の状況	…	13
9	平日の終了時刻の状況	…	13
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	13
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	13
12	長期休暇等の開所状況	…	13
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	14
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	14
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	14
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	15
17	新1年生の受入開始の状況	…	15
18	専用区画の有無の状況	…	15
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	15
20	雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況	…	15
21	認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況	…	15
22	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	16
23	支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況	…	16
24	支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況	…	19
25	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	24
26	放課後児童支援員の資格の状況	…	24
27	放課後児童支援員の配置状況	…	24
28	放課後子供教室との連携の状況	…	25
29	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	25
30	市町村における対象児童の範囲	…	25
31	対象としていない児童への対応	…	25
32	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	25
33	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	26
34	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	26
35	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	26

36	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	…	27
37	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	27
38	放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況	…	28
39	指定管理者制度による実施の有無	…	29
40	おやつ提供の状況	…	29
41	保護者との連携の状況	…	29
42	育成支援の記録の状況	…	29
43	利用の開始等の情報提供の状況	…	29
44	運営規程の状況	…	30
45	放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数	…	30
46	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	31
47	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	31
48	学校との連携状況	…	31
49	保育所、幼稚園等との連携状況	…	31
50	地域、関係機関との連携状況	…	31
51	衛生管理・安全対策の状況	…	32
52	職場倫理の自覚の状況	…	32
53	要望・苦情への対応状況	…	32
54	研修受講機会の提供状況	…	33
55	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	33
56	運営内容の第三者評価の実施状況	…	33

都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	34
放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	35
放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	36
利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	37
令和4年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	38
利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	39
利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	40
放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	41
学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	42
同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	43

参考資料

調査概要	…	44
------	---	----

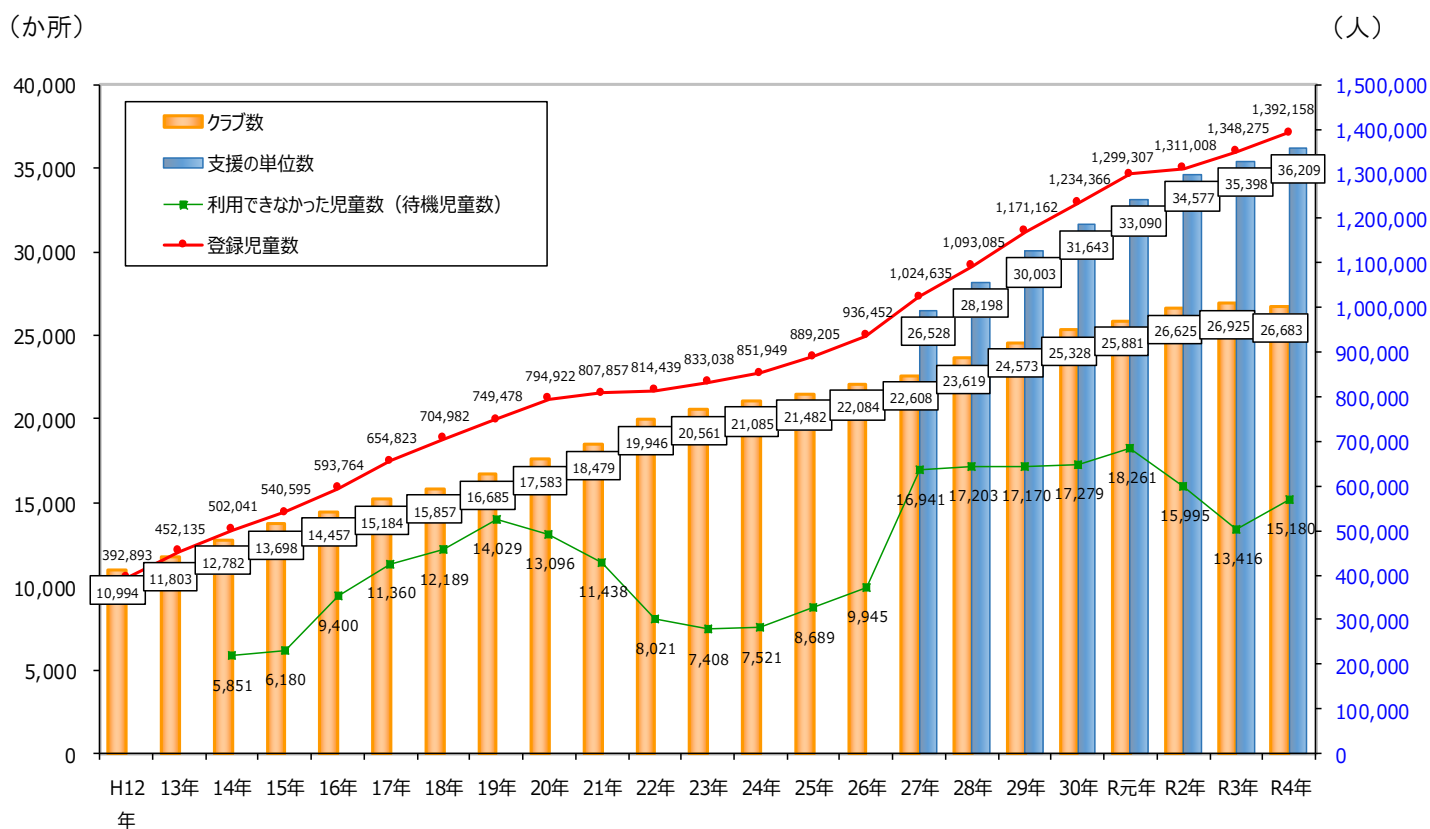
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】(全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及び支援の単位数は年々増加傾向にあり、
 - ・登録児童数は、対前年43,883人増の1,392,158人、
 - ・支援の単位数は、対前年811支援の単位数増の36,209支援の単位、
 - ・クラブ数は、対前年242か所減(※)の26,683か所、
となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年1,764人増加し、
15,180人となっている。

※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を行ったため。

【クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】

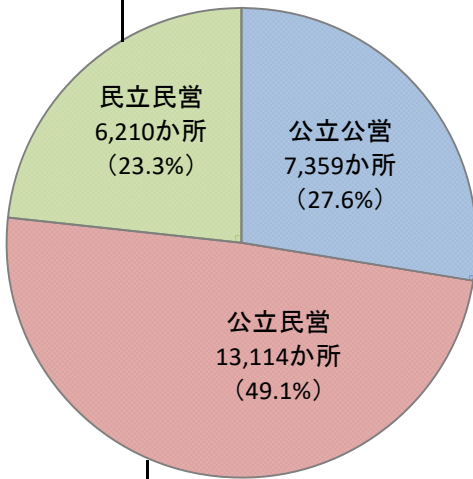


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査
※本調査は平成10年より実施

2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、私立民営が約23%を占めている。

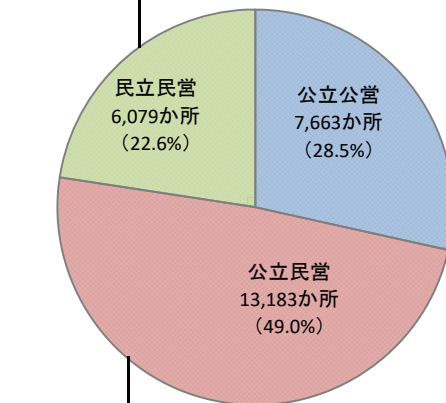
社会福祉法人	1,980か所	(7.4%)
NPO法人	1,125か所	(4.2%)
運営委員会・保護者会	1,344か所	(5.0%)
その他	1,761か所	(6.6%)



社会福祉法人	3,502か所	(13.1%)
NPO法人	1,867か所	(7.0%)
運営委員会・保護者会	2,983か所	(11.2%)
その他	4,762か所	(17.8%)

(参考) 令和3年

社会福祉法人	1,917か所	(7.1%)
NPO法人	1,066か所	(4.0%)
運営委員会・保護者会	1,417か所	(5.3%)
その他	1,679か所	(6.2%)

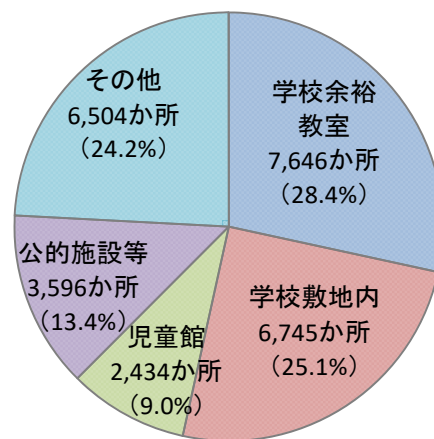
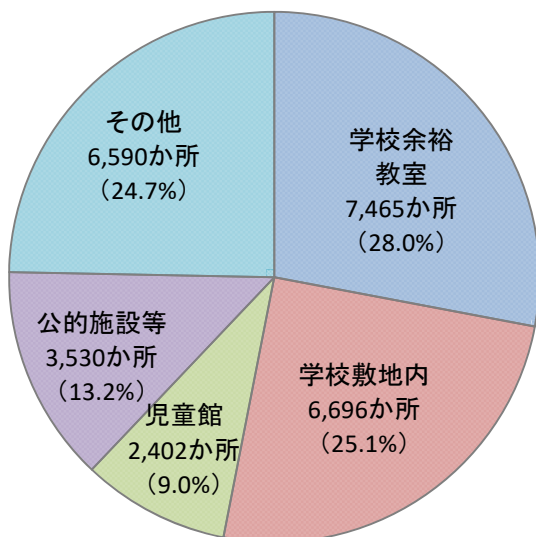


社会福祉法人	3,693か所	(13.7%)
NPO法人	1,878か所	(7.0%)
運営委員会・保護者会	3,198か所	(11.9%)
その他	4,414か所	(16.4%)

3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。

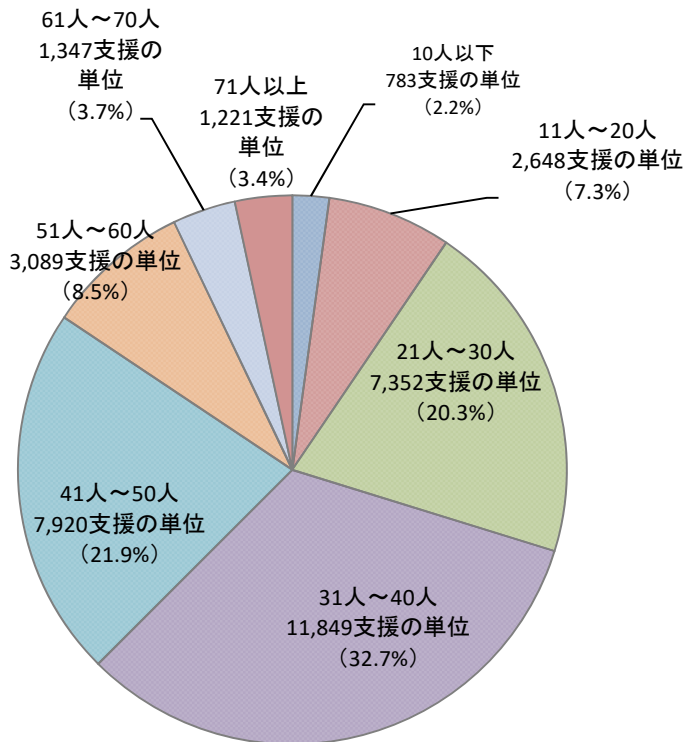
(参考) 令和3年



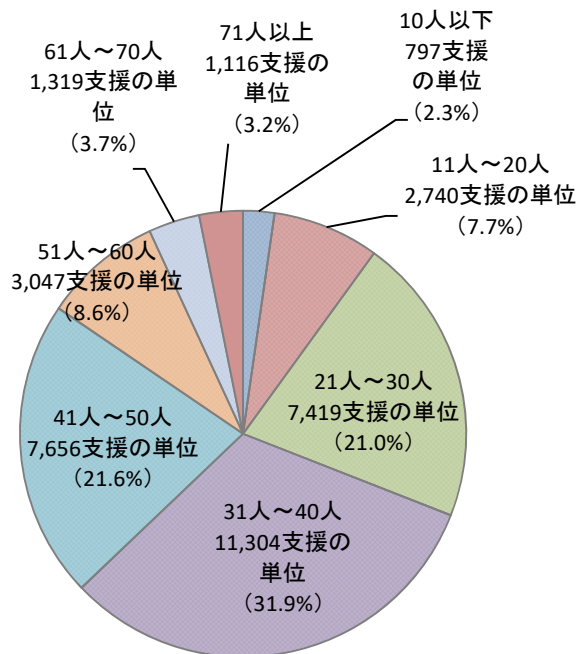
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。

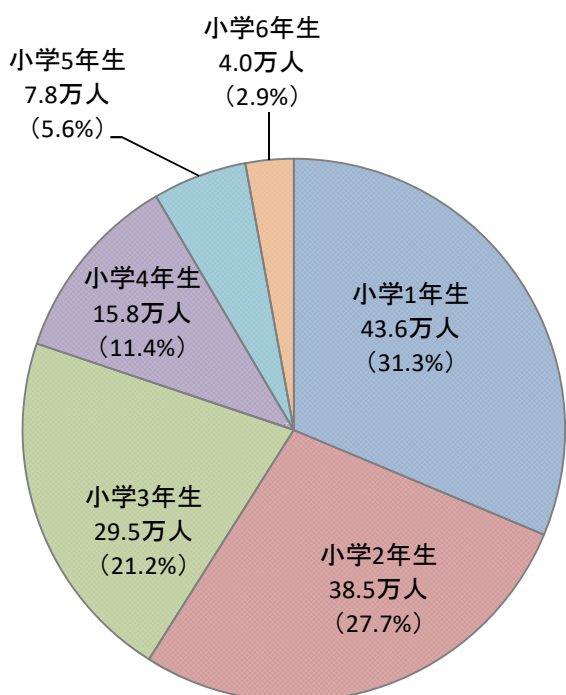


(参考) 令和3年

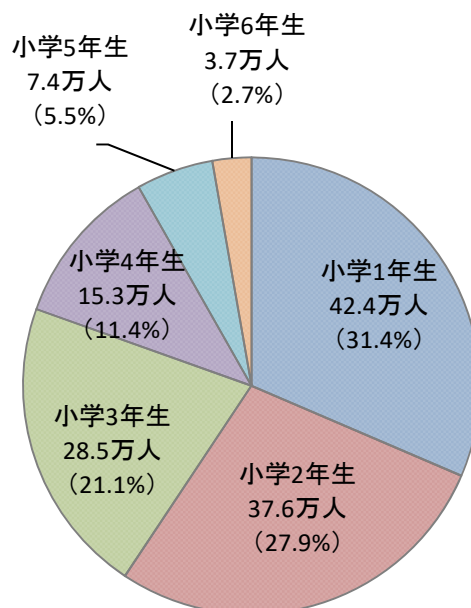


5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年（小学1年生から小学3年生）及び高学年（小学4年生から小学6年生）の割合は、ほぼ横ばいとなっている。

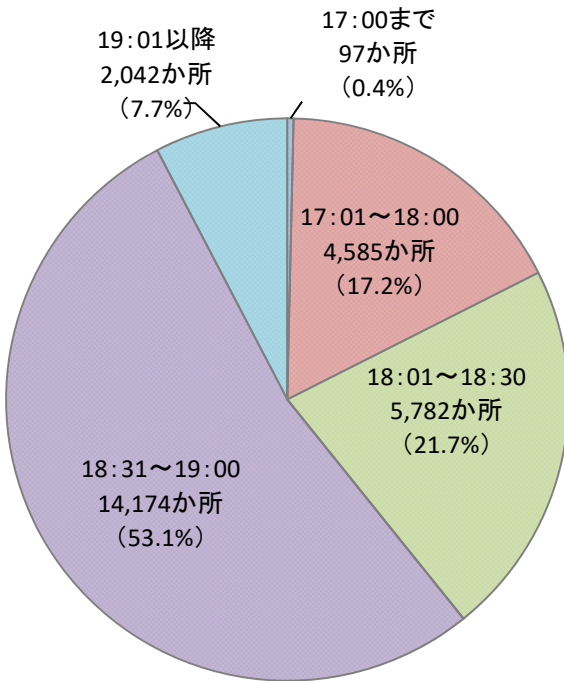


(参考) 令和3年

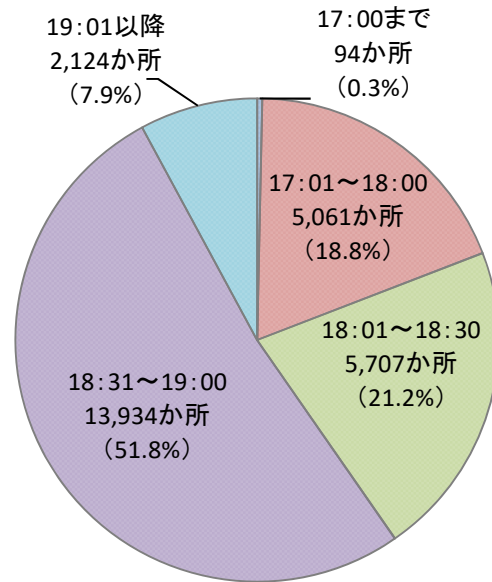


6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約61%を占めており、増加傾向にある。

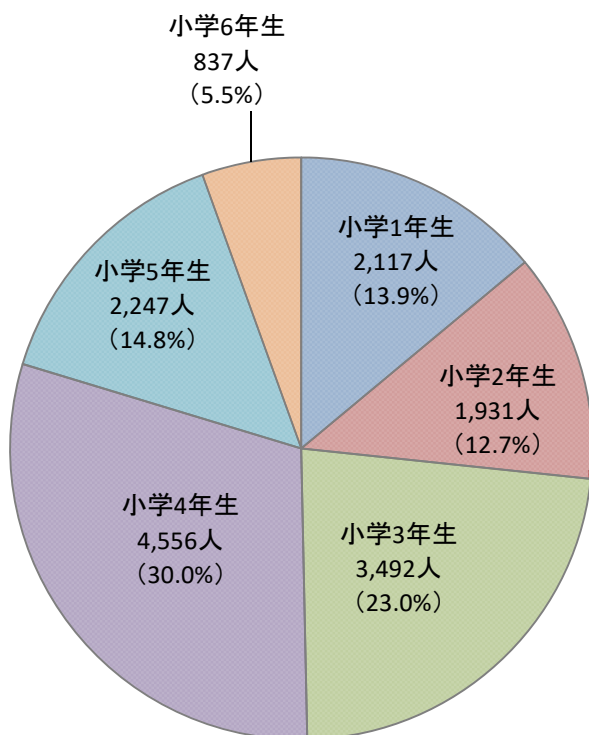


(参考)令和3年

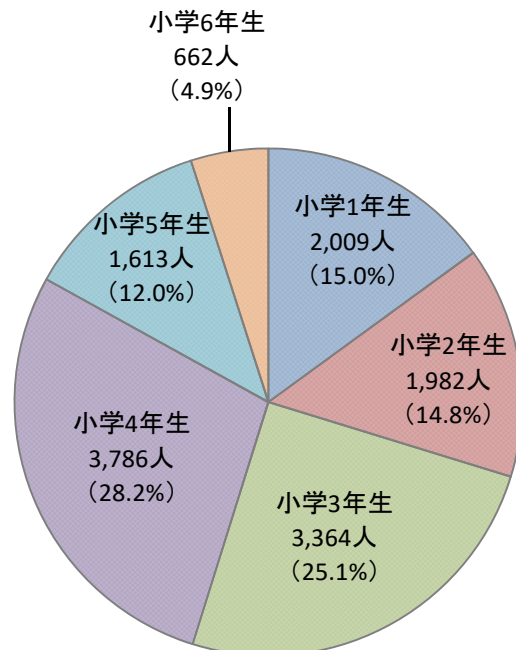


7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で185人増加、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で1,579人増加した。



(参考)令和3年



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和4年	令和3年	増減
クラブ数	26,683か所	26,925か所	▲ 242か所
支援の単位数	36,209支援の単位	35,398支援の単位	811支援の単位
利用定員数	1,527,751人	1,498,667人	29,084人
登録児童数	1,392,158人	1,348,275人	43,883人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,627市町村(93.5%) [1,741市町村]	1,624市町村(93.3%) [1,741市町村]	3市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,651小学校区(89.0%) [18,713小学校区]	16,643小学校区(88.1%) [18,885小学校区]	8小学校区 [▲ 172小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

なお、令和4年全小学校区数はR4年8月24日時点の速報値である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

注4:クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、

当該自治体がその是正を行ったため。(以下、クラブ数の状況について同じ)

(参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
クラブ数(か所)	26,925	26,625	25,881	25,328	24,573
増減	300	744	553	755	954
支援の単位数(支援の単位)	35,398	34,577	33,090	31,643	30,003
増減	821	1,487	1,447	1,640	1,805
利用定員数(人)	1,498,667	1,453,579	1,382,973	1,320,297	1,254,714
増減	45,088	70,606	62,676	65,583	69,812
登録児童数(人)	1,348,275	1,311,008	1,299,307	1,234,366	1,171,162
増減	37,267	11,701	64,941	63,204	78,077
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,624(93.3%) [1,741]	1,623(93.2%) [1,741]	1,618(92.9%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]	1,619(93.0%) [1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和4年	令和3年	増減
公立公営	7,359 (27.6%)	7,663 (28.5%)	▲ 304
公立民営 (合計)	13,114 (49.1%)	13,183 (49.0%)	▲ 69
社会福祉法人	3,502 (13.1%)	3,693 (13.7%)	▲ 191
公益社団法人等	1,324 (5.0%)	1,230 (4.6%)	94
NPO法人	1,867 (7.0%)	1,878 (7.0%)	▲ 11
運営委員会・保護者会	2,983 (11.2%)	3,198 (11.9%)	▲ 215
任意団体	282 (1.1%)	274 (1.0%)	8
株式会社	2,802 (10.5%)	2,539 (9.4%)	263
学校法人	204 (0.8%)	214 (0.8%)	▲ 10
その他	150 (0.6%)	157 (0.6%)	▲ 7
民立民営 (合計)	6,210 (23.3%)	6,079 (22.6%)	131
社会福祉法人	1,980 (7.4%)	1,917 (7.1%)	63
公益社団法人等	443 (1.7%)	432 (1.6%)	11
NPO法人	1,125 (4.2%)	1,066 (4.0%)	59
運営委員会・保護者会	1,344 (5.0%)	1,417 (5.3%)	▲ 73
任意団体	75 (0.3%)	85 (0.3%)	▲ 10
株式会社	485 (1.8%)	442 (1.6%)	43
学校法人	338 (1.3%)	311 (1.2%)	27
その他	420 (1.6%)	409 (1.5%)	11
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注1:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和4年		令和3年		増減
小学校	14,161	(53.1%)	14,391	(53.4%)	▲ 230
学校の余裕教室	7,465	(28.0%)	7,646	(28.4%)	▲ 181
学校敷地内専用施設	6,696	(25.1%)	6,745	(25.1%)	▲ 49
児童館・児童センター	2,402	(9.0%)	2,434	(9.0%)	▲ 32
公的施設利用	1,490	(5.6%)	1,532	(5.7%)	▲ 42
民家・アパート	1,617	(6.1%)	1,620	(6.0%)	▲ 3
保育所	715	(2.7%)	715	(2.7%)	0
公有地専用施設	2,040	(7.6%)	2,064	(7.7%)	▲ 24
民有地専用施設	1,821	(6.8%)	1,750	(6.5%)	71
幼稚園	283	(1.1%)	298	(1.1%)	▲ 15
団地集会所	90	(0.3%)	101	(0.4%)	▲ 11
空き店舗	1,004	(3.8%)	913	(3.4%)	91
認定こども園	609	(2.3%)	573	(2.1%)	36
その他	451	(1.7%)	534	(2.0%)	▲ 83
計	26,683	(100.0%)	26,925	(100.0%)	▲ 242

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和4年		令和3年		増減
10人以下	783	(2.2%)	797	(2.3%)	▲ 14
11人～20人	2,648	(7.3%)	2,740	(7.7%)	▲ 92
21人～30人	7,352	(20.3%)	7,419	(21.0%)	▲ 67
31人～40人	11,849	(32.7%)	11,304	(31.9%)	545
41人～50人	7,920	(21.9%)	7,656	(21.6%)	264
51人～60人	3,089	(8.5%)	3,047	(8.6%)	42
61人～70人	1,347	(3.7%)	1,319	(3.7%)	28
71人以上	1,221	(3.4%)	1,116	(3.2%)	105
計	36,209	(100.0%)	35,398	(100.0%)	811

注:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和4年		令和3年		増減
10人以下	618	(2.3%)	645	(2.4%)	▲ 27
11人～20人	1,999	(7.5%)	2,068	(7.7%)	▲ 69
21人～30人	3,790	(14.2%)	3,995	(14.8%)	▲ 205
31人～40人	5,810	(21.8%)	6,089	(22.6%)	▲ 279
41人～50人	4,731	(17.7%)	4,888	(18.2%)	▲ 157
51人～60人	2,720	(10.2%)	2,728	(10.1%)	▲ 8
61人～70人	1,808	(6.8%)	1,805	(6.7%)	3
71人以上	5,207	(19.5%)	4,707	(17.5%)	500
計	26,683	(100.0%)	26,925	(100.0%)	▲ 242

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和4年	令和3年	増減
10人以下	147 (0.4%)	198 (0.6%)	▲ 51
11人～20人	1,577 (4.4%)	1,641 (4.6%)	▲ 64
21人～30人	5,458 (15.1%)	5,240 (14.8%)	218
31人～40人	16,099 (44.5%)	15,420 (43.6%)	679
41人～50人	6,762 (18.7%)	6,572 (18.6%)	190
51人～60人	3,036 (8.4%)	3,083 (8.7%)	▲ 47
61人～70人	1,473 (4.1%)	1,522 (4.3%)	▲ 49
71人以上	1,521 (4.2%)	1,553 (4.4%)	▲ 32
設定していない	136 (0.4%)	169 (0.5%)	▲ 33
計	36,209 (100.0%)	35,398 (100.0%)	811

注:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和4年	令和3年	増減
10人以下	113 (0.4%)	135 (0.5%)	▲ 22
11人～20人	1,094 (4.1%)	1,148 (4.3%)	▲ 54
21人～30人	2,706 (10.1%)	2,749 (10.2%)	▲ 43
31人～40人	8,681 (32.5%)	8,914 (33.1%)	▲ 233
41人～50人	4,044 (15.2%)	4,115 (15.3%)	▲ 71
51人～60人	2,449 (9.2%)	2,557 (9.5%)	▲ 108
61人～70人	1,729 (6.5%)	1,838 (6.8%)	▲ 109
71人以上	5,757 (21.6%)	5,346 (19.9%)	411
設定していない	110 (0.4%)	123 (0.5%)	▲ 13
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和4年	令和3年	増減
小学1年生	435,938 (31.3%)	423,948 (31.4%)	11,990
小学2年生	384,977 (27.7%)	375,994 (27.9%)	8,983
小学3年生	295,006 (21.2%)	284,621 (21.1%)	10,385
小学4年生	158,215 (11.4%)	153,048 (11.4%)	5,167
小学5年生	77,978 (5.6%)	73,623 (5.5%)	4,355
小学6年生	40,044 (2.9%)	37,041 (2.7%)	3,003
計	1,392,158 (100.0%)	1,348,275 (100.0%)	43,883

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和4年	令和3年	増減
199日以下	37 (0.1%)	69 (0.3%)	▲ 32
200日～249日	2,796 (10.5%)	2,455 (9.1%)	341
250日～279日	7,324 (27.4%)	6,947 (25.8%)	377
280日～299日	16,209 (60.7%)	17,211 (63.9%)	▲ 1,002
300日以上	317 (1.2%)	243 (0.9%)	74
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和4年	令和3年	増減
10:59以前	2,637 (9.9%)	2,566 (9.5%)	71
11:00～11:59	1,125 (4.2%)	1,116 (4.1%)	9
12:00～12:59	4,362 (16.3%)	4,750 (17.6%)	▲ 388
13:00～13:59	10,683 (40.0%)	10,925 (40.6%)	▲ 242
14:00以降	7,873 (29.5%)	7,563 (28.1%)	310
計	26,680 (100.0%)	26,920 (100.0%)	▲ 240

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和4年:26,680]、[令和3年:26,920]は、平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和4年	令和3年	増減
17:00まで	97 (0.4%)	94 (0.3%)	3
17:01～18:00	4,585 (17.2%)	5,061 (18.8%)	▲ 476
18:01～18:30	5,782 (21.7%)	5,707 (21.2%)	75
18:31～19:00	14,174 (53.1%)	13,934 (51.8%)	240
19:01以降	2,042 (7.7%)	2,124 (7.9%)	▲ 82
計	26,680 (100.0%)	26,920 (100.0%)	▲ 240

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和4年:26,680]、[令和3年:26,920]は、平日に開所しているクラブ数

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和4年	令和3年	増減
6:59以前	15 (0.1%)	18 (0.1%)	▲ 3
7:00～7:59	9,441 (35.6%)	9,221 (34.4%)	220
8:00～8:59	16,746 (63.1%)	17,179 (64.1%)	▲ 433
9:00～9:59	287 (1.1%)	312 (1.2%)	▲ 25
10:00以降	59 (0.2%)	67 (0.3%)	▲ 8
計	26,548 (100.0%)	26,797 (100.0%)	▲ 249

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和4年:26,548]、[令和3年:26,797]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和4年	令和3年	増減
17:00まで	259 (1.0%)	344 (1.3%)	▲ 85
17:01～18:00	5,006 (18.9%)	5,218 (19.5%)	▲ 212
18:01～18:30	5,712 (21.5%)	5,679 (21.2%)	33
18:31～19:00	13,667 (51.5%)	13,538 (50.5%)	129
19:01以降	1,904 (7.2%)	2,018 (7.5%)	▲ 114
計	26,548 (100.0%)	26,797 (100.0%)	▲ 249

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和4年:26,548]、[令和3年:26,797]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和4年	令和3年	増減
土曜日	23,845 (89.4%)	24,342 (90.4%)	▲ 497
[上記のうち、毎週開所以外]	[6,890]	[6,579]	[311]
日曜日	1,057 (4.0%)	1,107 (4.1%)	▲ 50
夏休み等	26,015 (97.5%)	26,110 (97.0%)	▲ 95

注1:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

注2:()内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和4年	令和3年	増減
1人	4,843 (30.6%)	5,035 (32.4%)	▲ 192
2人	3,340 (21.1%)	3,436 (22.1%)	▲ 96
3人	2,394 (15.2%)	2,320 (14.9%)	74
4人	1,633 (10.3%)	1,522 (9.8%)	111
5人以上	3,591 (22.7%)	3,251 (20.9%)	340
計	15,801 (100.0%)	15,564 (100.0%)	237

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和4年:59.2%、令和3年:57.8%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和4年	令和3年	増減
障害児受入の 定員無し	11,976 (75.8%)	11,530 (74.1%)	446
障害児受入の 定員有り	3,825 (24.2%)	4,034 (25.9%)	▲ 209
計	15,801 (100.0%)	15,564 (100.0%)	237

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和4年:15,801]、[令和3年:15,564]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和4年	令和3年	増減
小学1年生	13,428 (25.0%)	12,235 (24.4%)	1,193
小学2年生	13,626 (25.3%)	12,517 (25.0%)	1,109
小学3年生	11,576 (21.5%)	11,050 (22.1%)	526
小学4年生	7,686 (14.3%)	7,187 (14.3%)	499
小学5年生	4,630 (8.6%)	4,457 (8.9%)	173
小学6年生	2,867 (5.3%)	2,647 (5.3%)	220
計	53,813 (100.0%)	50,093 (100.0%)	3,720

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和4年:3.9%、令和3年:3.7%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和4年	令和3年	増減
小学1年生	2,117 (13.9%) [39]	2,009 (15.0%) [33]	108 [6]
小学2年生	1,931 (12.7%) [25]	1,982 (14.8%) [11]	▲ 51 [14]
小学3年生	3,492 (23.0%) [36]	3,364 (25.1%) [16]	128 [20]
小学4年生	4,556 (30.0%) [53]	3,786 (28.2%) [33]	770 [20]
小学5年生	2,247 (14.8%) [26]	1,613 (12.0%) [26]	634 [0]
小学6年生	837 (5.5%) [17]	662 (4.9%) [14]	175 [3]
計	15,180 (100.0%) [196]	13,416 (100.0%) [133]	1,764 [63]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
4月1日より受入	26,320 (98.6%)	26,569 (98.7%)	▲ 249

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
専用区画有り	26,181 (98.1%)	26,484 (98.4%)	▲ 303

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
1.65㎡以上	22,058 (82.7%)	22,227 (82.6%)	▲ 169

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	令和4年	令和3年	増減
放課後児童支援員	102,677 (56.2%)	99,162 (57.2%)	3,515
常勤職員	51,539 (28.2%)	50,504 (29.1%)	1,035
常勤職員以外	51,138 (28.0%)	48,658 (28.1%)	2,480
補助員	76,372 (41.8%)	74,113 (42.8%)	2,259
常勤職員	9,949 (5.4%)	11,350 (6.6%)	▲ 1,401
常勤職員以外	66,423 (36.4%)	62,763 (36.2%)	3,660
育成支援の周辺業務を行う職員	3,528 (1.9%)	2,308 (1.3%)	1,220
常勤職員	789 (0.4%)	517 (0.3%)	272
常勤職員以外	2,739 (1.5%)	1,791 (1.0%)	948
常勤職員計	62,277 (34.1%)	62,371 (35.5%)	▲ 94
常勤職員以外計	120,300 (65.9%)	113,212 (64.5%)	7,088
計	182,577 (100.0%)	175,583 (100.0%)	6,994

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

注2:「育成支援の周辺業務を行う職員」は、平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。以下、同じ。

21 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

(人)

	令和4年	令和3年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	96,075 (93.6%)	90,790 (91.6%)	5,285

注:()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和4年:102,677、令和3年:99,162)に対する割合である。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和4年	令和3年	増減
1人	41 (0.1%)	23 (0.1%)	18
2人	4,594 (12.7%)	4,635 (13.1%)	▲ 41
3人	7,360 (20.3%)	7,055 (19.9%)	305
4人	7,246 (20.0%)	7,359 (20.8%)	▲ 113
5人以上	16,968 (46.9%)	16,326 (46.1%)	642
計	36,209 (100.0%)	35,398 (100.0%)	811

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

23 支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和4年	令和3年	増減
登録児童数10人以下			
配置職員数1名	15 (2.1%)	7 (0.9%)	8
配置職員数2名	506 (70.1%)	509 (67.9%)	▲ 3
配置職員数3名	126 (17.5%)	170 (22.7%)	▲ 44
配置職員数4名	41 (5.7%)	46 (6.1%)	▲ 5
配置職員数5名以上	34 (4.7%)	18 (2.4%)	16
小計	722 (100.0%)	750 (100.0%)	▲ 28
登録児童数11人～20人			
配置職員数1名	17 (0.6%)	8 (0.3%)	9
配置職員数2名	1,415 (54.1%)	1,535 (57.0%)	▲ 120
配置職員数3名	812 (31.0%)	775 (28.8%)	37
配置職員数4名	259 (9.9%)	256 (9.5%)	3
配置職員数5名以上	113 (4.3%)	118 (4.4%)	▲ 5
小計	2,616 (100.0%)	2,692 (100.0%)	▲ 76
登録児童数21人～30人			
配置職員数1名	10 (0.1%)	14 (0.2%)	▲ 4
配置職員数2名	2,804 (38.5%)	2,890 (39.2%)	▲ 86
配置職員数3名	2,801 (38.5%)	2,733 (37.1%)	68
配置職員数4名	1,175 (16.1%)	1,185 (16.1%)	▲ 10
配置職員数5名以上	494 (6.8%)	543 (7.4%)	▲ 49
小計	7,284 (100.0%)	7,365 (100.0%)	▲ 81
登録児童数31人～40人			
配置職員数1名	9 (0.1%)	2 (0.0%)	7
配置職員数2名	3,491 (29.6%)	3,199 (28.4%)	292
配置職員数3名	4,438 (37.7%)	4,204 (37.4%)	234
配置職員数4名	2,532 (21.5%)	2,513 (22.3%)	19
配置職員数5名以上	1,306 (11.1%)	1,337 (11.9%)	▲ 31
小計	11,776 (100.0%)	11,255 (100.0%)	521
登録児童数41人～50人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	3 (0.0%)	▲ 3
配置職員数2名	1,640 (20.8%)	1,524 (20.0%)	116
配置職員数3名	2,779 (35.2%)	2,576 (33.8%)	203
配置職員数4名	2,117 (26.8%)	2,077 (27.3%)	40
配置職員数5名以上	1,352 (17.1%)	1,439 (18.9%)	▲ 87
小計	7,888 (100.0%)	7,619 (100.0%)	269
登録児童数51人～60人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	433 (14.1%)	409 (13.4%)	24
配置職員数3名	888 (28.8%)	849 (27.9%)	39
配置職員数4名	862 (28.0%)	858 (28.2%)	4
配置職員数5名以上	898 (29.1%)	927 (30.5%)	▲ 29
小計	3,081 (100.0%)	3,043 (100.0%)	38
登録児童数61人～70人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	140 (10.4%)	117 (8.9%)	23
配置職員数3名	331 (24.6%)	256 (19.5%)	75
配置職員数4名	368 (27.3%)	397 (30.2%)	▲ 29
配置職員数5名以上	508 (37.7%)	546 (41.5%)	▲ 38
小計	1,347 (100.0%)	1,316 (100.0%)	31
登録児童数71人以上			
配置職員数1名	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1
配置職員数2名	65 (5.3%)	42 (3.8%)	23
配置職員数3名	178 (14.6%)	145 (13.0%)	33
配置職員数4名	290 (23.8%)	241 (21.6%)	49
配置職員数5名以上	684 (56.2%)	686 (61.6%)	▲ 2
小計	1,218 (100.0%)	1,114 (100.0%)	104
合計	35,932	35,154	778

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。
 注2:合計数(令和4年:35,932、令和3年:35,154)は特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)～15日(日)、令和3年:5月14(金)～16日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

(1)放課後児童支援員数

実施規模	(支援の単位)		
	令和4年	令和3年	増減
登録児童数10人以下			
放課後児童支援員数0名	7 (1.0%)	3 (0.4%)	4
放課後児童支援員数1名	261 (36.1%)	298 (39.7%)	▲ 37
放課後児童支援員数2名	392 (54.3%)	387 (51.6%)	5
放課後児童支援員数3名	43 (6.0%)	51 (6.8%)	▲ 8
放課後児童支援員数4名	14 (1.9%)	7 (0.9%)	7
放課後児童支援員数5名以上	5 (0.7%)	4 (0.5%)	1
小計	722 (100.0%)	750 (100.0%)	▲ 28
登録児童数11人～20人			
放課後児童支援員数0名	13 (0.5%)	9 (0.3%)	4
放課後児童支援員数1名	866 (33.1%)	999 (37.1%)	▲ 133
放課後児童支援員数2名	1,280 (48.9%)	1,287 (47.8%)	▲ 7
放課後児童支援員数3名	343 (13.1%)	303 (11.3%)	40
放課後児童支援員数4名	86 (3.3%)	62 (2.3%)	24
放課後児童支援員数5名以上	28 (1.1%)	32 (1.2%)	▲ 4
小計	2,616 (100.0%)	2,692 (100.0%)	▲ 76
登録児童数21人～30人			
放課後児童支援員数0名	38 (0.5%)	17 (0.2%)	21
放課後児童支援員数1名	2,018 (27.7%)	2,184 (29.7%)	▲ 166
放課後児童支援員数2名	3,379 (46.4%)	3,466 (47.1%)	▲ 87
放課後児童支援員数3名	1,371 (18.8%)	1,262 (17.1%)	109
放課後児童支援員数4名	371 (5.1%)	354 (4.8%)	17
放課後児童支援員数5名以上	107 (1.5%)	82 (1.1%)	25
小計	7,284 (100.0%)	7,365 (100.0%)	▲ 81
登録児童数31人～40人			
放課後児童支援員数0名	41 (0.3%)	23 (0.2%)	18
放課後児童支援員数1名	2,904 (24.7%)	2,905 (25.8%)	▲ 1
放課後児童支援員数2名	5,268 (44.7%)	4,984 (44.3%)	284
放課後児童支援員数3名	2,404 (20.4%)	2,304 (20.5%)	100
放課後児童支援員数4名	862 (7.3%)	786 (7.0%)	76
放課後児童支援員数5名以上	297 (2.5%)	253 (2.2%)	44
小計	11,776 (100.0%)	11,255 (100.0%)	521
登録児童数41人～50人			
放課後児童支援員数0名	32 (0.4%)	6 (0.1%)	26
放課後児童支援員数1名	1,557 (19.7%)	1,487 (19.5%)	70
放課後児童支援員数2名	3,276 (41.5%)	3,278 (43.0%)	▲ 2
放課後児童支援員数3名	1,894 (24.0%)	1,809 (23.7%)	85
放課後児童支援員数4名	827 (10.5%)	756 (9.9%)	71
放課後児童支援員数5名以上	302 (3.8%)	283 (3.7%)	19
小計	7,888 (100.0%)	7,619 (100.0%)	269
登録児童数51人～60人			
放課後児童支援員数0名	2 (0.1%)	4 (0.1%)	▲ 2
放課後児童支援員数1名	485 (15.7%)	501 (16.5%)	▲ 16
放課後児童支援員数2名	1,174 (38.1%)	1,144 (37.6%)	30
放課後児童支援員数3名	789 (25.6%)	792 (26.0%)	▲ 3
放課後児童支援員数4名	416 (13.5%)	371 (12.2%)	45
放課後児童支援員数5名以上	215 (7.0%)	231 (7.6%)	▲ 16
小計	3,081 (100.0%)	3,043 (100.0%)	38
登録児童数61人～70人			
放課後児童支援員数0名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
放課後児童支援員数1名	185 (13.7%)	171 (13.0%)	14
放課後児童支援員数2名	518 (38.5%)	471 (35.8%)	47
放課後児童支援員数3名	333 (24.7%)	318 (24.2%)	15
放課後児童支援員数4名	189 (14.0%)	223 (16.9%)	▲ 34
放課後児童支援員数5名以上	122 (9.1%)	133 (10.1%)	▲ 11
小計	1,347 (100.0%)	1,316 (100.0%)	31
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数0名	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1
放課後児童支援員数1名	98 (8.0%)	101 (9.1%)	▲ 3
放課後児童支援員数2名	363 (29.8%)	297 (26.7%)	66
放課後児童支援員数3名	293 (24.1%)	263 (23.6%)	30
放課後児童支援員数4名	208 (17.1%)	171 (15.4%)	37
放課後児童支援員数5名以上	255 (20.9%)	282 (25.3%)	▲ 27
小計	1,218 (100.0%)	1,114 (100.0%)	104
合計	35,932	35,154	—

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:合計数(令和4年:35,932、令和3年:35,154)は特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)～15日(日)、令和3年:5月14(金)～16日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数

(支援の単位)

実施規模	令和4年		令和3年		増減
登録児童数10人以下					
放課後児童支援員数0名	47	(6.5%)	46	(6.1%)	1
放課後児童支援員数1名	295	(40.9%)	333	(44.4%)	▲38
放課後児童支援員数2名	333	(46.1%)	324	(43.2%)	9
放課後児童支援員数3名	36	(5.0%)	40	(5.3%)	▲4
放課後児童支援員数4名	7	(1.0%)	5	(0.7%)	2
放課後児童支援員数5名以上	4	(0.6%)	2	(0.3%)	2
小計	722	(100.0%)	750	(100.0%)	▲28
登録児童数11人～20人					
放課後児童支援員数0名	85	(3.2%)	89	(3.3%)	▲4
放課後児童支援員数1名	1,001	(38.3%)	1,151	(42.8%)	▲150
放課後児童支援員数2名	1,162	(44.4%)	1,148	(42.6%)	14
放課後児童支援員数3名	285	(10.9%)	239	(8.9%)	46
放課後児童支援員数4名	65	(2.5%)	45	(1.7%)	20
放課後児童支援員数5名以上	18	(0.7%)	20	(0.7%)	▲2
小計	2,616	(100.0%)	2,692	(100.0%)	▲76
登録児童数21人～30人					
放課後児童支援員数0名	138	(1.9%)	204	(2.8%)	▲66
放課後児童支援員数1名	2,345	(32.2%)	2,590	(35.2%)	▲245
放課後児童支援員数2名	3,263	(44.8%)	3,244	(44.0%)	19
放課後児童支援員数3名	1,187	(16.3%)	1,024	(13.9%)	163
放課後児童支援員数4名	265	(3.6%)	249	(3.4%)	16
放課後児童支援員数5名以上	86	(1.2%)	54	(0.7%)	32
小計	7,284	(100.0%)	7,365	(100.0%)	▲81
登録児童数31人～40人					
放課後児童支援員数0名	163	(1.4%)	215	(1.9%)	▲52
放課後児童支援員数1名	3,342	(28.4%)	3,388	(30.1%)	▲46
放課後児童支援員数2名	5,299	(45.0%)	4,954	(44.0%)	345
放課後児童支援員数3名	2,102	(17.8%)	1,976	(17.6%)	126
放課後児童支援員数4名	657	(5.6%)	561	(5.0%)	96
放課後児童支援員数5名以上	213	(1.8%)	161	(1.4%)	52
小計	11,776	(100.0%)	11,255	(100.0%)	521
登録児童数41人～50人					
放課後児童支援員数0名	121	(1.5%)	99	(1.3%)	22
放課後児童支援員数1名	1,923	(24.4%)	1,847	(24.2%)	76
放課後児童支援員数2名	3,352	(42.5%)	3,252	(42.7%)	100
放課後児童支援員数3名	1,701	(21.6%)	1,643	(21.6%)	58
放課後児童支援員数4名	594	(7.5%)	588	(7.7%)	6
放課後児童支援員数5名以上	197	(2.5%)	190	(2.5%)	7
小計	7,888	(100.0%)	7,619	(100.0%)	269
登録児童数51人～60人					
放課後児童支援員数0名	48	(1.6%)	33	(1.1%)	15
放課後児童支援員数1名	610	(19.8%)	591	(19.4%)	19
放課後児童支援員数2名	1,194	(38.8%)	1,201	(39.5%)	▲7
放課後児童支援員数3名	736	(23.9%)	744	(24.4%)	▲8
放課後児童支援員数4名	341	(11.1%)	305	(10.0%)	36
放課後児童支援員数5名以上	152	(4.9%)	169	(5.6%)	▲17
小計	3,081	(100.0%)	3,043	(100.0%)	38
登録児童数61人～70人					
放課後児童支援員数0名	9	(0.7%)	7	(0.5%)	2
放課後児童支援員数1名	224	(16.6%)	224	(17.0%)	0
放課後児童支援員数2名	538	(39.9%)	485	(36.9%)	53
放課後児童支援員数3名	316	(23.5%)	300	(22.8%)	16
放課後児童支援員数4名	167	(12.4%)	204	(15.5%)	▲37
放課後児童支援員数5名以上	93	(6.9%)	96	(7.3%)	▲3
小計	1,347	(100.0%)	1,316	(100.0%)	31
登録児童数71人以上					
放課後児童支援員数0名	6	(0.5%)	7	(0.6%)	▲1
放課後児童支援員数1名	118	(9.7%)	134	(12.0%)	▲16
放課後児童支援員数2名	389	(31.9%)	344	(30.9%)	45
放課後児童支援員数3名	310	(25.5%)	260	(23.3%)	50
放課後児童支援員数4名	190	(15.6%)	162	(14.5%)	28
放課後児童支援員数5名以上	205	(16.8%)	207	(18.6%)	▲2
小計	1,218	(100.0%)	1,114	(100.0%)	104
合計	35,932		35,154		778

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:合計数(令和4年:35,932、令和3年:35,154)は特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)～15日(日)、令和3年:5月14日(金)～16日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

24 支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(1) 平日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
13:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	13,252	(36.6%)	12,820	(36.2%)	432
配置職員数1名	757	(2.1%)	436	(1.2%)	321
配置職員数2名	11,993	(33.1%)	12,281	(34.7%)	▲ 288
配置職員数3名	6,077	(16.8%)	5,823	(16.5%)	254
配置職員数4名	2,463	(6.8%)	2,414	(6.8%)	49
配置職員数5名以上	1,667	(4.6%)	1,624	(4.6%)	43
14:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	313	(0.9%)	289	(0.8%)	24
配置職員数1名	64	(0.2%)	41	(0.1%)	23
配置職員数2名	11,338	(31.3%)	11,075	(31.3%)	263
配置職員数3名	12,875	(35.6%)	12,155	(34.3%)	720
配置職員数4名	6,851	(18.9%)	6,870	(19.4%)	▲ 19
配置職員数5名以上	4,768	(13.2%)	4,968	(14.0%)	▲ 200
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	18,311	(50.6%)	17,752	(50.1%)	559
配置職員数1名	698	(1.9%)	661	(1.9%)	37
配置職員数2名	12,722	(35.1%)	12,561	(35.5%)	161
配置職員数3名	2,952	(8.2%)	2,947	(8.3%)	5
配置職員数4名	970	(2.7%)	936	(2.6%)	34
配置職員数5名以上	556	(1.5%)	541	(1.5%)	15

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)、令和3年:5月14日(金))の状況を示すものである。

(2) 土曜日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	30,121	(83.2%)	29,587	(83.6%)	534
配置職員数1名	380	(1.0%)	344	(1.0%)	36
配置職員数2名	4,807	(13.3%)	4,579	(12.9%)	228
配置職員数3名	551	(1.5%)	637	(1.8%)	▲ 86
配置職員数4名	271	(0.7%)	182	(0.5%)	89
配置職員数5名以上	79	(0.2%)	69	(0.2%)	10
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	15,360	(42.4%)	13,596	(38.4%)	1,764
配置職員数1名	512	(1.4%)	572	(1.6%)	▲ 60
配置職員数2名	12,489	(34.5%)	12,788	(36.1%)	▲ 299
配置職員数3名	4,049	(11.2%)	4,452	(12.6%)	▲ 403
配置職員数4名	2,515	(6.9%)	2,647	(7.5%)	▲ 132
配置職員数5名以上	1,284	(3.5%)	1,343	(3.8%)	▲ 59
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	28,950	(80.0%)	28,158	(79.5%)	792
配置職員数1名	322	(0.9%)	344	(1.0%)	▲ 22
配置職員数2名	6,036	(16.7%)	6,202	(17.5%)	▲ 166
配置職員数3名	607	(1.7%)	480	(1.4%)	127
配置職員数4名	141	(0.4%)	116	(0.3%)	25
配置職員数5名以上	153	(0.4%)	98	(0.3%)	55

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和4年:5月14日(土)、令和3年:5月15日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	36,112	(99.7%)	35,357	(99.9%)	755
配置職員数1名	3	(0.0%)	2	(0.0%)	1
配置職員数2名	68	(0.2%)	30	(0.1%)	38
配置職員数3名	10	(0.0%)	3	(0.0%)	7
配置職員数4名	11	(0.0%)	5	(0.0%)	6
配置職員数5名以上	5	(0.0%)	1	(0.0%)	4
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	36,078	(99.6%)	35,299	(99.7%)	779
配置職員数1名	3	(0.0%)	2	(0.0%)	1
配置職員数2名	83	(0.2%)	70	(0.2%)	13
配置職員数3名	14	(0.0%)	12	(0.0%)	2
配置職員数4名	20	(0.1%)	11	(0.0%)	9
配置職員数5名以上	11	(0.0%)	4	(0.0%)	7
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	36,126	(99.8%)	35,365	(99.9%)	761
配置職員数1名	2	(0.0%)	1	(0.0%)	1
配置職員数2名	68	(0.2%)	27	(0.1%)	41
配置職員数3名	5	(0.0%)	3	(0.0%)	2
配置職員数4名	5	(0.0%)	2	(0.0%)	3
配置職員数5名以上	3	(0.0%)	0	(0.0%)	3

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和4年:5月15日(日)、令和3年:5月16日(日))の状況を示すものである。

【参考】支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員の配置状況

(1)放課後児童支援員数

①平日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
13:59以前					
開所時間外	13,252	(36.6%)	12,820	(36.2%)	432
放課後児童支援員数0名	116	(0.3%)	57	(0.2%)	59
放課後児童支援員数1名	7,450	(20.6%)	7,758	(21.9%)	▲ 308
放課後児童支援員数2名	10,677	(29.5%)	10,289	(29.1%)	388
放課後児童支援員数3名	3,237	(8.9%)	3,122	(8.8%)	115
放課後児童支援員数4名	974	(2.7%)	865	(2.4%)	109
放課後児童支援員数5名以上	503	(1.4%)	487	(1.4%)	16
14:00～18:30					
開所時間外	313	(0.9%)	289	(0.8%)	24
放課後児童支援員数0名	158	(0.4%)	72	(0.2%)	86
放課後児童支援員数1名	9,628	(26.6%)	9,983	(28.2%)	▲ 355
放課後児童支援員数2名	15,526	(42.9%)	15,085	(42.6%)	441
放課後児童支援員数3名	6,910	(19.1%)	6,530	(18.4%)	380
放課後児童支援員数4名	2,536	(7.0%)	2,311	(6.5%)	225
放課後児童支援員数5名以上	1,138	(3.1%)	1,128	(3.2%)	10
18:31以降					
開所時間外	18,311	(50.6%)	17,752	(50.1%)	559
放課後児童支援員数0名	163	(0.5%)	84	(0.2%)	79
放課後児童支援員数1名	7,097	(19.6%)	7,800	(22.0%)	▲ 703
放課後児童支援員数2名	8,666	(23.9%)	7,930	(22.4%)	736
放課後児童支援員数3名	1,453	(4.0%)	1,352	(3.8%)	101
放課後児童支援員数4名	342	(0.9%)	302	(0.9%)	40
放課後児童支援員数5名以上	177	(0.5%)	178	(0.5%)	▲ 1

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)、令和3年:5月14日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
7:59以前					
開所時間外	30,121	(83.2%)	29,587	(83.6%)	534
放課後児童支援員数0名	66	(0.2%)	75	(0.2%)	▲9
放課後児童支援員数1名	2,943	(8.1%)	2,910	(8.2%)	33
放課後児童支援員数2名	2,712	(7.5%)	2,481	(7.0%)	231
放課後児童支援員数3名	266	(0.7%)	270	(0.8%)	▲4
放課後児童支援員数4名	80	(0.2%)	58	(0.2%)	22
放課後児童支援員数5名以上	21	(0.1%)	17	(0.0%)	4
8:00～18:30					
開所時間外	15,360	(42.4%)	13,596	(38.4%)	1,764
放課後児童支援員数0名	131	(0.4%)	229	(0.6%)	▲98
放課後児童支援員数1名	8,183	(22.6%)	8,527	(24.1%)	▲344
放課後児童支援員数2名	9,143	(25.3%)	9,688	(27.4%)	▲545
放課後児童支援員数3名	2,250	(6.2%)	2,189	(6.2%)	61
放課後児童支援員数4名	774	(2.1%)	795	(2.2%)	▲21
放課後児童支援員数5名以上	368	(1.0%)	374	(1.1%)	▲6
18:31以降					
開所時間外	28,950	(80.0%)	28,158	(79.5%)	792
放課後児童支援員数0名	43	(0.1%)	72	(0.2%)	▲29
放課後児童支援員数1名	4,260	(11.8%)	4,306	(12.2%)	▲46
放課後児童支援員数2名	2,593	(7.2%)	2,596	(7.3%)	▲3
放課後児童支援員数3名	261	(0.7%)	177	(0.5%)	84
放課後児童支援員数4名	44	(0.1%)	36	(0.1%)	8
放課後児童支援員数5名以上	58	(0.2%)	53	(0.1%)	5

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
注2:特定の調査基準日(令和4年:5月14日(土)、令和3年:5月15日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
7:59以前					
開所時間外	36,112	(99.7%)	35,357	(99.9%)	755
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
放課後児童支援員数1名	46	(0.1%)	17	(0.0%)	29
放課後児童支援員数2名	44	(0.1%)	19	(0.1%)	25
放課後児童支援員数3名	5	(0.0%)	3	(0.0%)	2
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	2	(0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
8:00～18:30					
開所時間外	36,078	(99.6%)	35,299	(99.7%)	779
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
放課後児童支援員数1名	56	(0.2%)	45	(0.1%)	11
放課後児童支援員数2名	61	(0.2%)	42	(0.1%)	19
放課後児童支援員数3名	8	(0.0%)	7	(0.0%)	1
放課後児童支援員数4名	6	(0.0%)	5	(0.0%)	1
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
18:31以降					
開所時間外	36,126	(99.8%)	35,365	(99.9%)	761
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
放課後児童支援員数1名	47	(0.1%)	18	(0.1%)	29
放課後児童支援員数2名	34	(0.1%)	12	(0.0%)	22
放課後児童支援員数3名	1	(0.0%)	1	(0.0%)	0
放課後児童支援員数4名	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲1
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0

注1:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
注2:特定の調査基準日(令和4年:5月15日(日)、令和3年:5月16日(日))の状況を示すものである。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数の状況

①平日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
13:59以前					
開所時間外	13,252	(36.6%)	12,820	(36.2%)	432
放課後児童支援員数0名	496	(1.4%)	587	(1.7%)	▲ 91
放課後児童支援員数1名	8,260	(22.8%)	8,629	(24.4%)	▲ 369
放課後児童支援員数2名	10,161	(28.1%)	9,634	(27.2%)	527
放課後児童支援員数3名	2,833	(7.8%)	2,646	(7.5%)	187
放課後児童支援員数4名	787	(2.2%)	701	(2.0%)	86
放課後児童支援員数5名以上	420	(1.2%)	381	(1.1%)	39
14:00～18:30					
開所時間外	313	(0.9%)	289	(0.8%)	24
放課後児童支援員数0名	744	(2.1%)	821	(2.3%)	▲ 77
放課後児童支援員数1名	11,206	(30.9%)	11,664	(33.0%)	▲ 458
放課後児童支援員数2名	15,205	(42.0%)	14,508	(41.0%)	697
放課後児童支援員数3名	6,030	(16.7%)	5,590	(15.8%)	440
放課後児童支援員数4名	1,910	(5.3%)	1,753	(5.0%)	157
放課後児童支援員数5名以上	801	(2.2%)	773	(2.2%)	28
18:31以降					
開所時間外	18,311	(50.6%)	17,752	(50.1%)	559
放課後児童支援員数0名	507	(1.4%)	646	(1.8%)	▲ 139
放課後児童支援員数1名	7,645	(21.1%)	8,464	(23.9%)	▲ 819
放課後児童支援員数2名	8,147	(22.5%)	7,123	(20.1%)	1,024
放課後児童支援員数3名	1,265	(3.5%)	1,121	(3.2%)	144
放課後児童支援員数4名	248	(0.7%)	215	(0.6%)	33
放課後児童支援員数5名以上	86	(0.2%)	77	(0.2%)	9

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和4年:5月13日(金)、令和3年:5月14日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
7:59以前					
開所時間外	30,121	(83.2%)	29,587	(83.6%)	534
放課後児童支援員数0名	229	(0.6%)	293	(0.8%)	▲ 64
放課後児童支援員数1名	3,174	(8.8%)	3,081	(8.7%)	93
放課後児童支援員数2名	2,366	(6.5%)	2,163	(6.1%)	203
放課後児童支援員数3名	228	(0.6%)	223	(0.6%)	5
放課後児童支援員数4名	75	(0.2%)	42	(0.1%)	33
放課後児童支援員数5名以上	16	(0.0%)	9	(0.0%)	7
8:00～18:30					
開所時間外	15,359	(42.4%)	13,596	(38.4%)	1,763
放課後児童支援員数0名	714	(2.0%)	825	(2.3%)	▲ 111
放課後児童支援員数1名	8,873	(24.5%)	9,808	(27.7%)	▲ 935
放課後児童支援員数2名	8,455	(23.4%)	8,434	(23.8%)	21
放課後児童支援員数3名	1,944	(5.4%)	1,880	(5.3%)	64
放課後児童支援員数4名	597	(1.6%)	628	(1.8%)	▲ 31
放課後児童支援員数5名以上	267	(0.7%)	227	(0.6%)	40
18:31以降					
開所時間外	28,950	(80.0%)	28,158	(79.5%)	792
放課後児童支援員数0名	230	(0.6%)	200	(0.6%)	30
放課後児童支援員数1名	4,323	(11.9%)	4,918	(13.9%)	▲ 595
放課後児童支援員数2名	2,416	(6.7%)	1,926	(5.4%)	490
放課後児童支援員数3名	236	(0.7%)	161	(0.5%)	75
放課後児童支援員数4名	36	(0.1%)	22	(0.1%)	14
放課後児童支援員数5名以上	18	(0.0%)	13	(0.0%)	5

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和4年:5月14日(土)、令和3年:5月15日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

(支援の単位)

	令和4年		令和3年		増減
7:59以前					
開所時間外	36,112	(99.7%)	35,357	(99.9%)	755
放課後児童支援員数0名	4	(0.0%)	3	(0.0%)	1
放課後児童支援員数1名	43	(0.1%)	21	(0.1%)	22
放課後児童支援員数2名	43	(0.1%)	12	(0.0%)	31
放課後児童支援員数3名	5	(0.0%)	3	(0.0%)	2
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	2	(0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
8:00～18:30					
開所時間外	36,078	(99.6%)	35,299	(99.7%)	779
放課後児童支援員数0名	6	(0.0%)	9	(0.0%)	▲3
放課後児童支援員数1名	52	(0.1%)	53	(0.1%)	▲1
放課後児童支援員数2名	59	(0.2%)	29	(0.1%)	30
放課後児童支援員数3名	8	(0.0%)	5	(0.0%)	3
放課後児童支援員数4名	6	(0.0%)	3	(0.0%)	3
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
18:31以降					
開所時間外	36,126	(99.8%)	35,365	(99.9%)	761
放課後児童支援員数0名	2	(0.0%)	3	(0.0%)	▲1
放課後児童支援員数1名	45	(0.1%)	17	(0.0%)	28
放課後児童支援員数2名	34	(0.1%)	10	(0.0%)	24
放課後児童支援員数3名	1	(0.0%)	1	(0.0%)	0
放課後児童支援員数4名	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲1
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和4年:36,209、令和3年:35,398)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和4年:5月15日(日)、令和3年:5月16日(日))の状況を示すものである。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	282 (12.3%)	272 (11.4%)	10

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和4年:2,301、令和3年:2,324)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和4年	令和3年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	24,519 (23.9%)	24,304 (24.5%)	215
設備運営基準第10条第3項二号	849 (0.8%)	742 (0.7%)	107
設備運営基準第10条第3項三号	34,836 (33.9%)	32,979 (33.3%)	1,857
設備運営基準第10条第3項四号	24,052 (23.4%)	24,455 (24.7%)	▲403
設備運営基準第10条第3項五号	1,811 (1.8%)	1,817 (1.8%)	▲6
設備運営基準第10条第3項六号	166 (0.2%)	204 (0.2%)	▲38
設備運営基準第10条第3項七号	201 (0.2%)	82 (0.1%)	119
設備運営基準第10条第3項八号	71 (0.1%)	60 (0.1%)	11
設備運営基準第10条第3項九号	12,339 (12.0%)	11,509 (11.6%)	830
設備運営基準第10条第3項十号	3,753 (3.7%)	2,961 (3.0%)	792
その他	80 (0.1%)	49 (0.0%)	31
計	102,677 (100.0%)	99,162 (100.0%)	3,515

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。

注2:設備運営基準第10条第3項

- 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

注3:「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

27 放課後児童支援員の配置状況

(支援の単位)

	令和4年	令和3年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	35,798 (99.6%)	35,092 (99.8%)	706
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	35,315 (98.3%)	34,454 (98.0%)	861

注:()内は特定の調査基準日(令和4年:5月13~15日、令和3年:5月14日~16日)の間に開所した全支援の単位数(令和4年:35,932、令和3年:35,154)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和4年	令和3年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,879 (52.0%)	13,994 (52.0%)	▲ 115
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,498 (35.6%)	9,491 (35.2%)	7
うち同一小学校内で実施	5,869 (41.4%)	5,885 (40.9%)	▲ 16
学校の余裕教室	3,248 (22.9%)	3,255 (22.6%)	▲ 7
学校敷地内専用施設	2,621 (18.5%)	2,630 (18.3%)	▲ 9

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和4年:14,161、令和3年:14,391)に対する割合である。

29 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和4年	令和3年	増減
点検・確認有り	1,547 (95.1%)	1,533 (94.4%)	14

注:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

30 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和4年	令和3年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	48 (3.0%)	48 (3.0%)	0
小学校4年生まで	31 (1.9%)	39 (2.4%)	▲ 8
小学校5年生まで	3 (0.2%)	1 (0.1%)	2
小学校6年生まで	1,545 (95.0%)	1,536 (94.6%)	9
計	1,627 (100.0%)	1,624 (100.0%)	3

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

31 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和4年	令和3年	増減
放課後子供教室により対応している	26 (31.7%)	26 (29.5%)	0
自治体独自の放課後児童対策により対応している	1 (1.2%)	2 (2.3%)	▲ 1
児童館により対応している	15 (18.3%)	15 (17.0%)	0
その他	18 (22.0%)	18 (20.5%)	0
特に対応していない	22 (26.8%)	27 (30.7%)	▲ 5
計	82 (100.0%)	88 (100.0%)	▲ 6

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和4年:82、令和3年:88)に対する割合である。

32 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和4年	令和3年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,528 (93.9%)	1,521 (93.7%)	7

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

33 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和4年	令和3年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	901 (55.4%)	891 (54.9%)	10

注:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

34 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和4年	令和3年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	15 (0.9%)	16 (1.0%)	▲ 1
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	292 (17.9%)	289 (17.8%)	3
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,320 (81.1%)	1,319 (81.2%)	1
計	1,627 (100.0%)	1,624 (100.0%)	3

注:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

利用決定	令和4年	令和3年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	17 (1.0%)	18 (1.1%)	▲ 1
クラブのみで利用決定を行っている	282 (17.3%)	286 (17.6%)	▲ 4
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,328 (81.6%)	1,320 (81.3%)	8
計	1,627 (100.0%)	1,624 (100.0%)	3

注:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

35 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和4年	令和3年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	816 (50.2%)	816 (50.2%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合である。

利用に係る優先的な取扱いの対象 (複数回答)	令和4年		令和3年		増減
ひとり親家庭	650	(40.0%) [79.7%]	650	(40.0%) [79.7%]	0
生活保護世帯	350	(21.5%) [42.9%]	350	(21.6%) [42.9%]	0
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	155	(9.5%) [19.0%]	161	(9.9%) [19.7%]	▲ 6
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	437	(26.9%) [53.6%]	435	(26.8%) [53.3%]	2
児童が障害を有する場合	381	(23.4%) [46.7%]	378	(23.3%) [46.3%]	3
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	649	(39.9%) [79.5%]	653	(40.2%) [80.0%]	▲ 4
保護者が育児休業を終了した場合	122	(7.5%) [15.0%]	129	(7.9%) [15.8%]	▲ 7
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	243	(14.9%) [29.8%]	253	(15.6%) [31.0%]	▲ 10
その他市町村が定める事由	219	(13.5%) [26.8%]	223	(13.7%) [27.3%]	▲ 4

注:()内はクラブ実施市町村数(令和4年:1,627、令和3年:1,624)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和4年:816、令和3年:816)に対する割合である。

36 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
利用料の徴収を行っている	25,810 (96.7%)	25,985 (96.5%)	▲ 175
利用料の減免を行っている	22,409 [86.8%]	22,426 [86.3%]	▲ 17

注1:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和4年:25,810、令和3年:25,985)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

37 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和4年	令和3年	増減
2,000円未満	372 (1.4%)	387 (1.5%)	▲ 15
2,000～4,000円未満	4,247 (16.5%)	4,447 (17.1%)	▲ 200
4,000～6,000円未満	7,093 (27.5%)	7,129 (27.4%)	▲ 36
6,000～8,000円未満	5,398 (20.9%)	5,504 (21.2%)	▲ 106
8,000～10,000円未満	3,958 (15.3%)	3,978 (15.3%)	▲ 20
10,000～12,000円未満	2,077 (8.0%)	1,970 (7.6%)	▲ 107
12,000～14,000円未満	780 (3.0%)	773 (3.0%)	▲ 7
14,000～16,000円未満	478 (1.9%)	440 (1.7%)	▲ 38
16,000～18,000円未満	225 (0.9%)	315 (1.2%)	▲ 90
18,000～20,000円未満	167 (0.6%)	91 (0.4%)	▲ 76
20,000円以上	281 (1.1%)	270 (1.0%)	▲ 11
おやつ代等のみ徴収	734 (2.8%)	681 (2.6%)	▲ 53
計	25,810 (100.0%)	25,985 (100.0%)	▲ 175

注:()内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和4年:25,810、令和3年:25,985)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和4年	令和3年	増減
実費徴収なし	9,629 (36.1%)	9,792 (36.4%)	▲ 163
500円未満	421 (1.6%)	478 (1.8%)	▲ 57
500～1,000円未満	1,363 (5.1%)	1,434 (5.3%)	▲ 71
1,000～1,500円未満	3,384 (12.7%)	3,175 (11.8%)	▲ 209
1,500～2,000円未満	4,578 (17.2%)	4,496 (16.7%)	▲ 82
2,000～2,500円未満	5,202 (19.5%)	5,399 (20.1%)	▲ 197
2,500～3,000円未満	1,103 (4.1%)	1,105 (4.1%)	▲ 2
3,000～3,500円未満	570 (2.1%)	538 (2.0%)	▲ 32
3,500円以上	433 (1.6%)	508 (1.9%)	▲ 75
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(1)利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和4年			令和3年			増減
生活保護受給世帯	16,880	(63.3%)	[75.3%]	16,973	(63.0%)	[75.7%]	▲ 93
市町村民税非課税世帯	10,584	(39.7%)	[47.2%]	10,369	(38.5%)	[46.2%]	215
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	3,087	(11.6%)	[13.8%]	2,920	(10.8%)	[13.0%]	167
就学援助受給世帯	6,912	(25.9%)	[30.8%]	6,511	(24.2%)	[29.0%]	401
ひとり親世帯	7,394	(27.7%)	[33.0%]	7,141	(26.5%)	[31.8%]	253
兄弟姉妹利用世帯	14,173	(53.1%)	[63.2%]	14,281	(53.0%)	[63.7%]	▲ 108
その他市町村が定める場合	9,582	(35.9%)	[42.8%]	9,726	(36.1%)	[43.4%]	▲ 144
その他クラブが定める場合	1,011	(3.8%)	[4.5%]	1,207	(4.5%)	[5.4%]	▲ 196

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合、
[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和4年:22,409、令和3年:22,426)に対する割合である。

(2)利用料減免の方法

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和4年			令和3年			増減
生活保護受給世帯	17,309	(64.9%)	[77.2%]	17,404	(64.6%)	[77.6%]	▲ 95
利用料の免除	14,084	(52.8%)	[62.8%]	14,315	(53.2%)	[63.8%]	▲ 231
利用料の半額のみ徴収	912	(3.4%)	[4.1%]	838	(3.1%)	[3.7%]	74
所得に応じて複数段階で減額	46	(0.2%)	[0.2%]	37	(0.1%)	[0.2%]	9
その他	2,267	(8.5%)	[10.1%]	2,214	(8.2%)	[9.9%]	53
市市民税非課税世帯	11,147	(41.8%)	[49.7%]	10,789	(40.1%)	[48.1%]	358
利用料の免除	5,830	(21.8%)	[26.0%]	5,974	(22.2%)	[26.6%]	▲ 144
利用料の半額のみ徴収	2,237	(8.4%)	[10.0%]	2,196	(8.2%)	[9.8%]	41
所得に応じて複数段階で減額	548	(2.1%)	[2.4%]	275	(1.0%)	[1.2%]	273
その他	2,532	(9.5%)	[11.3%]	2,344	(8.7%)	[10.5%]	188
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	3,257	(12.2%)	[14.5%]	2,948	(10.9%)	[13.1%]	309
利用料の免除	958	(3.6%)	[4.3%]	713	(2.6%)	[3.2%]	245
利用料の半額のみ徴収	879	(3.3%)	[3.9%]	882	(3.3%)	[3.9%]	▲ 3
所得に応じて複数段階で減額	649	(2.4%)	[2.9%]	621	(2.3%)	[2.8%]	28
その他	771	(2.9%)	[3.4%]	732	(2.7%)	[3.3%]	39
就学援助受給世帯	7,284	(27.3%)	[32.5%]	6,883	(25.6%)	[30.7%]	401
利用料の免除	2,741	(10.3%)	[12.2%]	2,940	(10.9%)	[13.1%]	▲ 199
利用料の半額のみ徴収	2,384	(8.9%)	[10.6%]	2,055	(7.6%)	[9.2%]	329
所得に応じて複数段階で減額	34	(0.1%)	[0.2%]	32	(0.1%)	[0.1%]	2
その他	2,125	(8.0%)	[9.5%]	1,856	(6.9%)	[8.3%]	269
ひとり親世帯	7,516	(28.2%)	[33.5%]	7,270	(27.0%)	[32.4%]	246
利用料の免除	365	(1.4%)	[1.6%]	400	(1.5%)	[1.8%]	▲ 35
利用料の半額のみ徴収	2,021	(7.6%)	[9.0%]	1,961	(7.3%)	[8.7%]	60
所得に応じて複数段階で減額	393	(1.5%)	[1.8%]	186	(0.7%)	[0.8%]	207
その他	4,737	(17.8%)	[21.1%]	4,723	(17.5%)	[21.1%]	14
兄弟姉妹利用世帯	14,868	(55.7%)	[66.3%]	15,014	(55.8%)	[66.9%]	▲ 146
利用料の免除	571	(2.1%)	[2.5%]	588	(2.2%)	[2.6%]	▲ 17
利用料の半額のみ徴収	5,811	(21.8%)	[25.9%]	5,777	(21.5%)	[25.8%]	34
所得に応じて複数段階で減額	34	(0.1%)	[0.2%]	35	(0.1%)	[0.2%]	▲ 1
その他	8,452	(31.7%)	[37.7%]	8,614	(32.0%)	[38.4%]	▲ 162
その他市町村が定める場合	10,416	(39.0%)	[46.5%]	10,647	(39.5%)	[47.5%]	▲ 231
利用料の免除	3,900	(14.6%)	[17.4%]	3,796	(14.1%)	[16.9%]	104
利用料の半額のみ徴収	2,081	(7.8%)	[9.3%]	2,164	(8.0%)	[9.6%]	▲ 83
所得に応じて複数段階で減額	504	(1.9%)	[2.2%]	698	(2.6%)	[3.1%]	▲ 194
その他	3,931	(14.7%)	[17.5%]	3,989	(14.8%)	[17.8%]	▲ 58
その他クラブが定める場合	1,030	(3.9%)	[4.6%]	1,423	(5.3%)	[6.3%]	▲ 393
利用料の免除	59	(0.2%)	[0.3%]	46	(0.2%)	[0.2%]	13
利用料の半額のみ徴収	159	(0.6%)	[0.7%]	133	(0.5%)	[0.6%]	26
所得に応じて複数段階で減額	5	(0.0%)	[0.0%]	203	(0.8%)	[0.9%]	▲ 198
その他	807	(3.0%)	[3.6%]	1,041	(3.9%)	[4.6%]	▲ 234

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合、
[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和4年:22,409、令和3年:22,426)に対する割合である。

39 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
実施している	3,656 (27.9%)	3,793 (28.8%)	▲ 137
実施していない	9,459 (72.1%)	9,390 (71.2%)	69

注:()内は公立民営クラブ数(令和4年:13,114、令和3年:13,183)に対する割合である。

40 おやつ提供の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
おやつ提供有り	23,794 (89.2%)	24,326 (90.3%)	▲ 532
おやつ提供無し	2,889 (10.8%)	2,599 (9.7%)	290
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	令和4年	令和3年	増減
13:00以前	4 (0.0%)	0 (0.0%)	4
13:01～14:00	40 (0.2%)	43 (0.2%)	▲ 3
14:01～15:00	1,857 (7.8%)	1,771 (7.3%)	86
15:01～16:00	18,003 (75.7%)	17,981 (73.9%)	22
16:01～17:00	3,442 (14.5%)	4,090 (16.8%)	▲ 648
17:01以降	448 (1.9%)	441 (1.8%)	7
計	23,794 (100.0%)	24,326 (100.0%)	▲ 532

注:()内はおやつ提供有りのクラブ数(令和4年:23,794、令和3年:24,326)に対する割合である。

41 保護者との連携の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
子どもの出欠席等の把握	26,587 (99.6%)	26,830 (99.6%)	▲ 243
保護者からの相談への対応	26,457 (99.2%)	26,883 (99.8%)	▲ 426
保護者との連絡	26,626 (99.8%)	26,887 (99.9%)	▲ 261

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

42 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
育成支援の内容を記録している	23,325 (87.4%)	23,718 (88.1%)	▲ 393

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

43 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	26,447 (99.1%)	26,650 (99.0%)	▲ 203
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	25,396 (95.2%)	25,568 (95.0%)	▲ 172

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

44 運営規程の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
運営規程を定めている	25,880 (97.0%)	26,004 (96.6%)	▲ 124
運営規程を定めていない	803 (3.0%)	921 (3.4%)	▲ 118
計	26,683 (100.0%)	26,925 (100.0%)	▲ 242

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	令和4年		令和3年		増減
事業の目的及び運営の方針	25,814 (96.7%)	[99.7%]	25,938 (96.3%)	[99.7%]	▲ 124
職員の職種、員数及び職務の内容	25,349 (95.0%)	[97.9%]	25,381 (94.3%)	[97.6%]	▲ 32
開所している日及び時間	25,739 (96.5%)	[99.5%]	25,915 (96.2%)	[99.7%]	▲ 176
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	25,489 (95.5%)	[98.5%]	25,592 (95.0%)	[98.4%]	▲ 103
利用定員	24,613 (92.2%)	[95.1%]	24,564 (91.2%)	[94.5%]	49
通常の事業の実施地域	25,049 (93.9%)	[96.8%]	25,139 (93.4%)	[96.7%]	▲ 90
事業の利用に当たっての留意事項	25,296 (94.8%)	[97.7%]	25,388 (94.3%)	[97.6%]	▲ 92
緊急時等における対応方法	25,116 (94.1%)	[97.0%]	25,130 (93.3%)	[96.6%]	▲ 14
非常災害対策	24,878 (93.2%)	[96.1%]	24,919 (92.5%)	[95.8%]	▲ 41
虐待の防止のための措置に関する事項	23,532 (88.2%)	[90.9%]	23,393 (86.9%)	[90.0%]	139
その他事業の運営に関する重要事項	10,807 (40.5%)	[41.8%]	10,875 (40.4%)	[41.8%]	▲ 68

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合、

[]内は運営規程を定めているクラブ数(令和4年:25,880、令和3年:26,004)に対する割合である。

45 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

(件)

	令和4年	令和3年	増減
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	0	2	▲ 2

注1:令和4年は令和3年4月1日～令和4年3月31日、令和3年は平成31年4月1日～令和3年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
帳簿を整備している	26,294 (98.5%)	26,504 (98.4%)	▲ 210

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

47 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	26,000 (97.4%)	26,221 (97.4%)	▲ 221
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	21,537 (80.7%)	22,045 (81.9%)	▲ 508

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

48 学校との連携状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
学校との情報交換を行っている	26,381 (98.9%)	26,684 (99.1%)	▲ 303
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	21,266 (79.7%)	21,493 (79.8%)	▲ 227

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

49 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	16,435 (61.6%)	16,796 (62.4%)	▲ 361

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

50 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和4年	令和3年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	19,864 (74.4%)	20,316 (75.5%)	▲ 452
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,365 (61.3%)	16,268 (60.4%)	97
医療・保健・福祉等機関と連携している	19,256 (72.2%)	19,203 (71.3%)	53

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

51 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		令和4年	令和3年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		26,217 (98.3%)	26,413 (98.1%)	▲ 196
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	26,413 (99.0%)	26,604 (98.8%)	▲ 191
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	24,962 (93.6%)	25,097 (93.2%)	▲ 135
	損害賠償保険に加入している	25,555 (95.8%)	25,500 (94.7%)	55
	傷害保険に加入している	26,336 (98.7%)	26,508 (98.5%)	▲ 172
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	24,954 (93.5%)	24,973 (92.8%)	▲ 19
	定期的な避難訓練を行っている	25,036 (93.8%)	25,174 (93.5%)	▲ 138
	緊急時の連絡体制を整備している	26,013 (97.5%)	26,218 (97.4%)	▲ 205
来所・帰宅時の安全確保を行っている	23,929 (89.7%)	23,936 (88.9%)	▲ 7	

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

52 職場倫理の自覚の状況

(か所)

		令和4年	令和3年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる		26,177 (98.1%)	26,159 (97.2%)	18

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

53 要望・苦情への対応状況

(か所)

		令和4年	令和3年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている		25,109 (94.1%)	25,133 (93.3%)	▲ 24
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている		24,377 (91.4%)	24,446 (90.8%)	▲ 69

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

54 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和4年		令和3年		増減
資質向上のための研修を実施している	25,923	(97.2%)	26,072	(96.8%)	▲ 149
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,425	(80.3%)	21,345	(79.3%)	80
障害児受入のための研修を実施している	23,131	(86.7%)	22,955	(85.3%)	176

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和4年		令和3年		増減
1回未満	2,857	(10.7%)	3,452	(12.8%)	▲ 595
1回以上5回未満	15,188	(56.9%)	15,619	(58.0%)	▲ 431
5回以上10回未満	4,898	(18.4%)	4,640	(17.2%)	258
10回以上	3,740	(14.0%)	3,214	(11.9%)	526
計	26,683	(100.0%)	26,925	(100.0%)	▲ 242

注1:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和4年		令和3年		増減
1日未満	2,863	(10.7%)	3,441	(12.8%)	▲ 578
1日以上5日未満	14,675	(55.0%)	15,412	(57.2%)	▲ 737
5日以上10日未満	5,159	(19.3%)	4,525	(16.8%)	634
10日以上	3,986	(14.9%)	3,547	(13.2%)	439
計	26,683	(100.0%)	26,925	(100.0%)	▲ 242

注1:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

55 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和4年		令和3年		増減
自己評価の実施有り	14,917	(55.9%)	15,047	(55.9%)	▲ 130
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,981	(52.4%)	13,827	(51.4%)	154

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合である。

56 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和4年			令和3年			増減
第三者評価の実施有り	4,879	(18.3%)		5,520	(20.5%)		▲ 641
第三者評価の結果を公表している	3,401	(12.7%)	[69.7%]	3,537	(13.1%)	[64.1%]	▲ 136
実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	919	(3.4%)	[18.8%]	1,056	(3.9%)	[19.1%]	▲ 137

注:()内は全クラブ数(令和4年:26,683、令和3年:26,925)に対する割合、

[]内は第三者評価を実施しているクラブ数(令和4年:4,879)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所，人）

	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	610	27,777
2	青森県	182	11,161
3	岩手県	313	13,190
4	宮城県	284	16,481
5	秋田県	187	9,749
6	山形県	266	12,500
7	福島県	246	14,770
8	茨城県	596	38,658
9	栃木県	509	21,290
10	群馬県	363	16,311
11	埼玉県	1,159	51,576
12	千葉県	793	43,730
13	東京都	1,840	121,122
14	神奈川県	506	24,090
15	新潟県	338	16,638
16	富山県	173	6,831
17	石川県	242	10,187
18	福井県	167	7,109
19	山梨県	222	9,432
20	長野県	302	17,598
21	岐阜県	309	13,565
22	静岡県	502	22,023
23	愛知県	699	38,054
24	三重県	448	18,051
25	滋賀県	274	15,968
26	京都府	252	14,453
27	大阪府	530	28,893
28	兵庫県	514	24,354
29	奈良県	207	12,597
30	和歌山県	143	6,142
31	鳥取県	121	5,430
32	島根県	177	6,531
33	岡山県	241	9,439
34	広島県	282	12,637
35	山口県	268	13,800
36	徳島県	189	8,174
37	香川県	176	7,266
38	愛媛県	181	8,804
39	高知県	96	3,330
40	福岡県	461	29,615
41	佐賀県	283	11,851
42	長崎県	243	10,002
43	熊本県	338	13,147
44	大分県	244	9,408
45	宮崎県	228	8,563
46	鹿児島県	430	16,489
47	沖縄県	472	19,246
	都道府県合計	17,606	878,032

	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	248	24,024
49	仙台市	238	15,008
50	さいたま市	296	12,040
51	千葉市	176	9,893
52	横浜市	574	35,258
53	川崎市	138	14,405
54	相模原市	124	7,357
55	新潟市	182	11,620
56	静岡市	97	5,935
57	浜松市	165	7,071
58	名古屋市	239	8,764
59	京都市	218	15,574
60	大阪市	187	6,163
61	堺市	92	8,417
62	神戸市	240	16,752
63	岡山市	210	8,829
64	広島市	212	12,512
65	北九州市	133	11,928
66	福岡市	139	17,492
67	熊本市	176	6,687
	指定都市合計	4,084	255,729

	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	68	2,674
69	旭川市	96	3,260
70	青森市	51	3,160
71	八戸市	48	2,024
72	盛岡市	68	3,325
73	秋田市	54	2,289
74	山形市	78	3,944
75	福島市	94	3,419
76	郡山市	107	4,369
77	いわき市	79	3,341
78	水戸市	98	5,118
79	宇都宮市	71	6,116
80	前橋市	87	4,660
81	高崎市	101	4,195
82	川崎市	86	3,371
83	川口市	135	5,354
84	越谷市	53	3,170
85	船橋市	105	5,580
86	柏市	89	3,876
87	八王子市	90	6,419
88	横須賀市	78	2,336
89	富山市	126	6,356
90	金沢市	103	5,185
91	福井市	81	3,565
92	甲府市	53	1,732
93	長野市	87	8,435
94	松本市	41	3,351
95	岐阜市	46	3,517
96	豊橋市	98	3,696
97	岡崎市	51	3,180
98	一宮市	60	3,377
99	豊田市	72	3,928
100	大津市	65	3,937
101	豊中市	41	4,592
102	吹田市	36	4,680
103	高槻市	82	3,539
104	枚方市	96	4,663
105	八尾市	89	3,510
106	寝屋川市	41	2,224
107	東大阪市	56	4,334
108	姫路市	121	4,465
109	尼崎市	91	3,392
110	明石市	28	3,701
111	西宮市	97	4,248
112	奈良市	47	3,907
113	和歌山市	105	3,668
114	鳥取市	76	3,048
115	松江市	81	3,311
116	倉敷市	163	5,759
117	呉市	64	2,675
118	福山市	72	6,087
119	下関市	37	2,539
120	高松市	135	5,012
121	松山市	55	5,821
122	高知市	90	3,909
123	久留米市	49	4,546
124	長崎市	96	6,606
125	佐世保市	73	2,536
126	大分市	70	5,316
127	宮崎市	57	4,559
128	鹿児島市	214	8,414
129	那覇市	112	5,077
	中核市合計	4,993	258,397
	総合計	26,683	1,392,158

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

	都道府県名	令和4年	令和3年	増減
1	北海道	610	624	14
2	青森県	182	170	12
3	岩手県	313	311	2
4	宮城県	284	295	11
5	秋田県	187	187	0
6	山形県	266	268	2
7	福島県	246	253	7
8	茨城県	596	601	5
9	栃木県	509	529	20
10	群馬県	363	357	6
11	埼玉県	1,159	1,146	13
12	千葉県	793	927	134
13	東京都	1,840	1,812	28
14	神奈川県	506	488	18
15	新潟県	338	339	1
16	富山県	173	172	1
17	石川県	242	235	7
18	福井県	167	168	1
19	山梨県	222	226	4
20	長野県	302	302	0
21	岐阜県	309	306	3
22	静岡県	502	493	9
23	愛知県	699	701	2
24	三重県	448	438	10
25	滋賀県	274	270	4
26	京都府	252	249	3
27	大阪府	530	535	5
28	兵庫県	514	528	14
29	奈良県	207	215	8
30	和歌山県	143	148	5
31	鳥取県	121	120	1
32	島根県	177	176	1
33	岡山県	241	235	6
34	広島県	282	294	12
35	山口県	268	305	37
36	徳島県	189	189	0
37	香川県	176	169	7
38	愛媛県	181	224	43
39	高知県	96	94	2
40	福岡県	461	455	6
41	佐賀県	283	278	5
42	長崎県	243	242	1
43	熊本県	338	332	6
44	大分県	244	246	2
45	宮崎県	228	219	9
46	鹿児島県	430	411	19
47	沖縄県	472	450	22
	都道府県合計	17,606	17,732	126

	指定都市名	令和4年	令和3年	増減
48	札幌市	248	249	1
49	仙台市	238	229	9
50	さいたま市	296	288	8
51	千葉市	176	182	6
52	横浜市	574	583	9
53	川崎市	138	136	2
54	相模原市	124	119	5
55	新潟市	182	181	1
56	静岡市	97	94	3
57	浜松市	165	152	13
58	名古屋市	239	237	2
59	京都市	218	215	3
60	大阪市	187	189	2
61	堺市	92	92	0
62	神戸市	240	232	8
63	岡山市	210	215	5
64	広島市	212	208	4
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	139	139	0
67	熊本市	176	176	0
	指定都市合計	4,084	4,049	35

	中核市名	令和4年	令和3年	増減
68	函館市	68	64	4
69	旭川市	96	97	1
70	青森市	51	51	0
71	八戸市	48	47	1
72	盛岡市	68	67	1
73	秋田市	54	53	1
74	山形市	78	77	1
75	福島市	94	91	3
76	郡山市	107	94	13
77	いわき市	79	77	2
78	水戸市	98	97	1
79	宇都宮市	71	190	119
80	前橋市	87	83	4
81	高崎市	101	100	1
82	川越市	86	83	3
83	川口市	135	129	6
84	越谷市	53	52	1
85	船橋市	105	104	1
86	柏市	89	83	6
87	八王子市	90	138	48
88	横須賀市	78	74	4
89	富山市	126	121	5
90	金沢市	103	103	0
91	福井市	81	82	1
92	甲府市	53	53	0
93	長野市	87	89	2
94	松本市	41	41	0
95	岐阜市	46	46	0
96	豊橋市	98	96	2
97	岡崎市	51	52	1
98	一宮市	60	59	1
99	豊田市	72	71	1
100	大津市	65	63	2
101	豊中市	41	41	0
102	吹田市	36	36	0
103	高槻市	82	77	5
104	枚方市	96	101	5
105	八尾市	89	84	5
106	寝屋川市	41	41	0
107	東大阪市	56	57	1
108	姫路市	121	123	2
109	尼崎市	91	93	2
110	明石市	28	28	0
111	西宮市	97	90	7
112	奈良市	47	48	1
113	和歌山市	105	106	1
114	鳥取市	76	74	2
115	松江市	81	73	8
116	倉敷市	163	158	5
117	呉市	64	63	1
118	福山市	72	72	0
119	下関市	37	39	2
120	高松市	135	132	3
121	松山市	55	129	74
122	高知市	90	94	4
123	久留米市	49	47	2
124	長崎市	96	95	1
125	佐世保市	73	73	0
126	大分市	70	70	0
127	宮崎市	57	55	2
128	鹿児島市	214	210	4
129	那覇市	112	108	4
	中核市合計	4,993	5,144	151
	総合計	26,683	26,925	242

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

	都道府県名	令和4年	令和3年	増減
1	北海道	27,777	27,526	251
2	青森県	11,161	9,838	1,323
3	岩手県	13,190	12,980	210
4	宮城県	16,481	16,090	391
5	秋田県	9,749	9,404	345
6	山形県	12,500	12,065	435
7	福島県	14,770	14,046	724
8	茨城県	38,658	37,761	897
9	栃木県	21,290	20,779	511
10	群馬県	16,311	15,608	703
11	埼玉県	51,576	49,392	2,184
12	千葉県	43,730	41,139	2,591
13	東京都	121,122	113,531	7,591
14	神奈川県	24,090	22,872	1,218
15	新潟県	16,638	16,295	343
16	富山県	6,831	6,611	220
17	石川県	10,187	9,915	272
18	福井県	7,109	6,798	311
19	山梨県	9,432	9,385	47
20	長野県	17,598	16,874	724
21	岐阜県	13,565	13,699	134
22	静岡県	22,023	21,523	500
23	愛知県	38,054	37,954	100
24	三重県	18,051	17,663	388
25	滋賀県	15,968	15,300	668
26	京都府	14,453	14,286	167
27	大阪府	28,893	28,139	754
28	兵庫県	24,354	23,686	668
29	奈良県	12,597	12,350	247
30	和歌山県	6,142	6,211	69
31	鳥取県	5,430	5,286	144
32	島根県	6,531	6,333	198
33	岡山県	9,439	9,062	377
34	広島県	12,637	12,442	195
35	山口県	13,800	13,594	206
36	徳島県	8,174	8,079	95
37	香川県	7,266	6,810	456
38	愛媛県	8,804	8,785	19
39	高知県	3,330	3,222	108
40	福岡県	29,615	29,098	517
41	佐賀県	11,851	11,804	47
42	長崎県	10,002	9,810	192
43	熊本県	13,147	12,729	418
44	大分県	9,408	9,553	145
45	宮崎県	8,563	8,426	137
46	鹿児島県	16,489	16,198	291
47	沖縄県	19,246	18,131	1,115
	都道府県合計	878,032	849,082	28,950

	指定都市名	令和4年	令和3年	増減
48	札幌市	24,024	22,517	1,507
49	仙台市	15,008	14,126	882
50	さいたま市	12,040	11,614	426
51	千葉市	9,893	9,935	42
52	横浜市	35,258	34,758	500
53	川崎市	14,405	13,454	951
54	相模原市	7,357	7,173	184
55	新潟市	11,620	11,296	324
56	静岡市	5,935	6,031	96
57	浜松市	7,071	6,662	409
58	名古屋市	8,764	8,592	172
59	京都市	15,574	15,163	411
60	大阪市	6,163	6,079	84
61	堺市	8,417	8,260	157
62	神戸市	16,752	15,970	782
63	岡山市	8,829	8,685	144
64	広島市	12,512	11,856	656
65	北九州市	11,928	11,685	243
66	福岡市	17,492	17,084	408
67	熊本市	6,687	6,917	230
	指定都市合計	255,729	247,857	7,872

	中核市名	令和4年	令和3年	増減
68	函館市	2,674	2,513	161
69	旭川市	3,260	3,191	69
70	青森市	3,160	3,127	33
71	八戸市	2,024	1,987	37
72	盛岡市	3,325	3,215	110
73	秋田市	2,289	2,011	278
74	山形市	3,944	3,674	270
75	福島市	3,419	3,398	21
76	郡山市	4,369	4,011	358
77	いわき市	3,341	3,260	81
78	水戸市	5,118	4,853	265
79	宇都宮市	6,116	5,595	521
80	前橋市	4,660	4,393	267
81	高崎市	4,195	4,208	13
82	川崎市	3,371	3,227	144
83	川口市	5,354	5,206	148
84	越谷市	3,170	3,008	162
85	船橋市	5,580	5,538	42
86	柏市	3,876	3,768	108
87	八王子市	6,419	6,109	310
88	横須賀市	2,336	2,192	144
89	富山市	6,356	6,171	185
90	金沢市	5,185	5,131	54
91	福井市	3,565	3,373	192
92	甲府市	1,732	1,697	35
93	長野市	8,435	8,223	212
94	松本市	3,351	3,521	170
95	岐阜市	3,517	3,441	76
96	豊橋市	3,696	3,532	164
97	岡崎市	3,180	3,104	76
98	一宮市	3,377	3,562	185
99	豊田市	3,928	3,916	12
100	大津市	3,937	3,735	202
101	豊中市	4,592	4,261	331
102	吹田市	4,680	4,418	262
103	高槻市	3,539	3,228	311
104	枚方市	4,663	4,703	40
105	八尾市	3,510	3,501	9
106	寝屋川市	2,224	2,149	75
107	東大阪市	4,334	4,288	46
108	姫路市	4,465	4,593	128
109	尼崎市	3,392	3,344	48
110	明石市	3,701	3,488	213
111	西宮市	4,248	4,041	207
112	奈良市	3,907	3,744	163
113	和歌山市	3,668	3,584	84
114	鳥取市	3,048	2,990	58
115	松江市	3,311	3,032	279
116	倉敷市	5,759	5,583	176
117	呉市	2,675	2,836	161
118	福山市	6,087	6,222	135
119	下関市	2,539	2,549	10
120	高松市	5,012	4,866	146
121	松山市	5,821	5,733	88
122	高知市	3,909	3,996	87
123	久留米市	4,546	4,402	144
124	長崎市	6,606	6,330	276
125	佐世保市	2,536	2,627	91
126	大分市	5,316	5,229	87
127	宮崎市	4,559	4,467	92
128	鹿児島市	8,414	8,293	121
129	那覇市	5,077	4,949	128
	中核市合計	258,397	251,336	7,061
	総合計	1,392,158	1,348,275	43,883

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

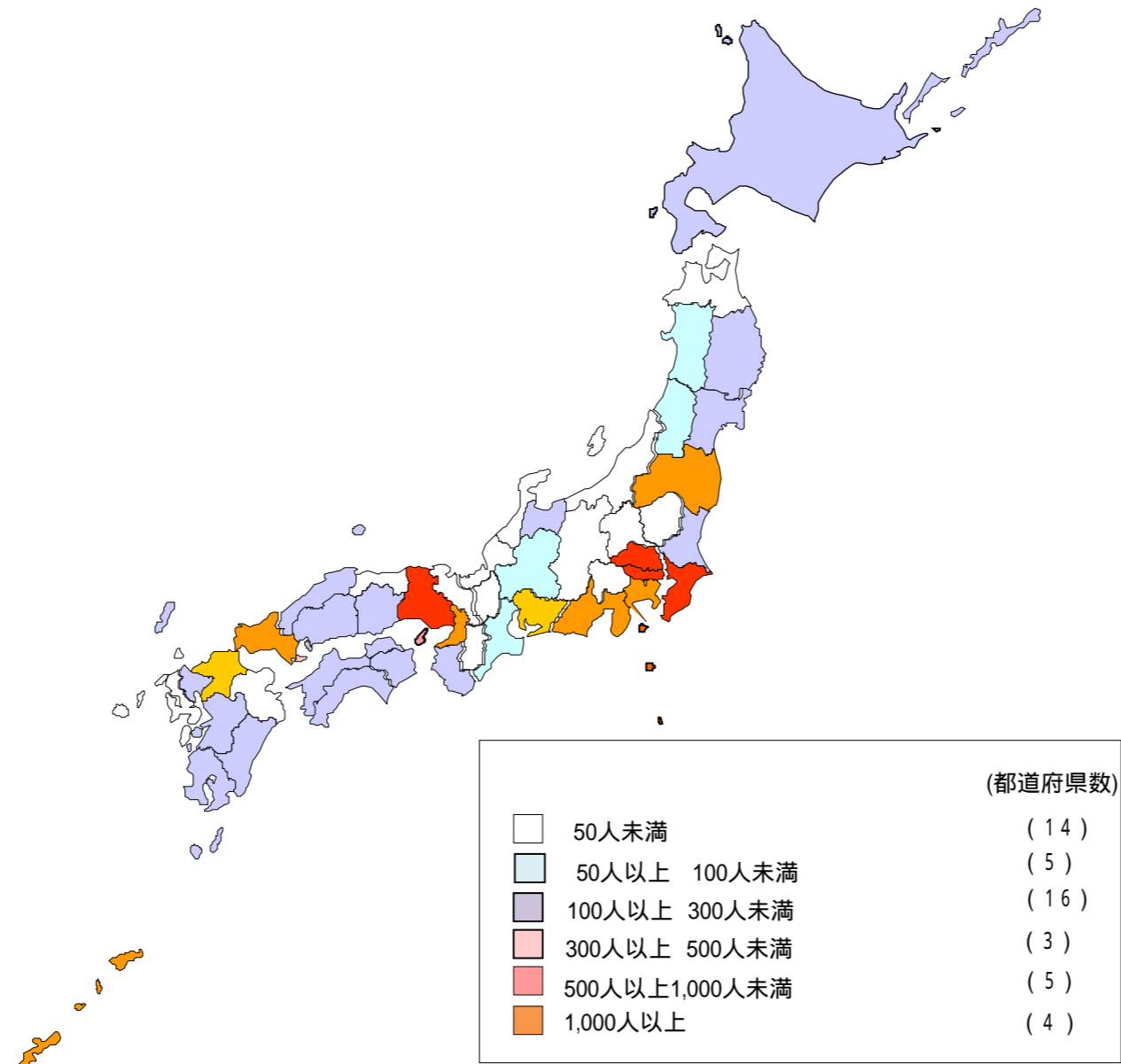
（単位：人）

	都道府県名	令和4年	令和3年	増減
1	北海道	164	145	19
2	青森県	5	11	6
3	岩手県	69	110	41
4	宮城県	252	267	15
5	秋田県	41	44	3
6	山形県	62	20	42
7	福島県	251	222	29
8	茨城県	235	150	85
9	栃木県	14	68	54
10	群馬県	0	11	11
11	埼玉県	1,030	760	270
12	千葉県	745	533	212
13	東京都	3,465	3,277	188
14	神奈川県	467	426	41
15	新潟県	25	0	25
16	富山県	68	28	40
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	31	57	26
20	長野県	0	1	1
21	岐阜県	38	49	11
22	静岡県	512	447	65
23	愛知県	298	252	46
24	三重県	52	28	24
25	滋賀県	41	61	20
26	京都府	18	28	10
27	大阪府	199	160	39
28	兵庫県	449	345	104
29	奈良県	44	16	28
30	和歌山県	116	55	61
31	鳥取県	27	57	30
32	島根県	90	69	21
33	岡山県	3	31	28
34	広島県	99	64	35
35	山口県	378	338	40
36	徳島県	80	43	37
37	香川県	27	41	14
38	愛媛県	189	95	94
39	高知県	57	36	21
40	福岡県	357	264	93
41	佐賀県	173	136	37
42	長崎県	24	17	7
43	熊本県	181	156	25
44	大分県	24	21	3
45	宮崎県	140	169	29
46	鹿児島県	121	108	13
47	沖縄県	640	768	128
	都道府県合計	11,301	9,984	1,317

	指定都市名	令和4年	令和3年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	20	5	15
50	さいたま市	311	202	109
51	千葉市	83	182	99
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	107	96	11
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	30	13	17
57	浜松市	261	343	82
58	名古屋市	37	36	1
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	167	147	20
64	広島市	165	40	125
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	8	0	8
	指定都市合計	1,189	1,064	125

	中核市名	令和4年	令和3年	増減
68	函館市	3	4	1
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	4	4
72	盛岡市	42	32	10
73	秋田市	16	7	9
74	山形市	0	0	0
75	福島市	9	13	4
76	郡山市	161	167	6
77	いわき市	24	3	21
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	0	18	18
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	213	268	55
85	船橋市	311	204	107
86	柏市	40	21	19
87	八王子市	0	84	84
88	横須賀市	11	60	49
89	富山市	47	45	2
90	金沢市	8	19	11
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	38	20	18
96	豊橋市	1	2	1
97	岡崎市	129	123	6
98	一宮市	0	17	17
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	68	7	61
103	高槻市	55	29	26
104	枚方市	114	43	71
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	98	45	53
108	姫路市	34	7	27
109	尼崎市	416	481	65
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	116	90	26
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	128	23	105
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	41	91	50
116	倉敷市	55	25	30
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	132	40	92
120	高松市	161	110	51
121	松山市	37	34	3
122	高知市	64	23	41
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	0	0
126	大分市	0	11	11
127	宮崎市	59	138	79
128	鹿児島市	34	42	8
129	那覇市	25	18	7
	中核市合計	2,690	2,368	322
	総合計	15,180	13,416	1,764

令和4年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	167
青森県	5
岩手県	111
宮城県	272
秋田県	57
山形県	62
福島県	445
茨城県	235
栃木県	14
群馬県	0
埼玉県	1,554
千葉県	1,179
東京都	3,465
神奈川県	585
新潟県	25
富山県	115
石川県	8
福井県	0
山梨県	31
長野県	0
岐阜県	76
静岡県	803
愛知県	465
三重県	52
滋賀県	41
京都府	18
大阪府	534
兵庫県	1,015
奈良県	44
和歌山県	244
鳥取県	27
島根県	131
岡山県	225
広島県	264
山口県	510
徳島県	80
香川県	188
愛媛県	226
高知県	121
福岡県	357
佐賀県	173
長崎県	24
熊本県	189
大分県	24
宮崎県	199
鹿児島県	155
沖縄県	665
計	15,180

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

	都道府県名	令和4年	令和3年	増減
1	北海道	9	7	2
2	青森県	1	1	0
3	岩手県	4	6	2
4	宮城県	13	11	2
5	秋田県	4	3	1
6	山形県	5	4	1
7	福島県	9	10	1
8	茨城県	12	8	4
9	栃木県	4	5	1
10	群馬県	0	2	2
11	埼玉県	24	19	5
12	千葉県	16	19	3
13	東京都	32	34	2
14	神奈川県	9	10	1
15	新潟県	3	0	3
16	富山県	2	1	1
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	2	3	1
20	長野県	0	1	1
21	岐阜県	7	5	2
22	静岡県	12	16	4
23	愛知県	15	11	4
24	三重県	5	5	0
25	滋賀県	4	3	1
26	京都府	1	1	0
27	大阪府	11	9	2
28	兵庫県	9	10	1
29	奈良県	4	2	2
30	和歌山県	7	5	2
31	鳥取県	3	3	0
32	島根県	5	5	0
33	岡山県	1	4	3
34	広島県	2	3	1
35	山口県	6	6	0
36	徳島県	4	4	0
37	香川県	2	2	0
38	愛媛県	8	7	1
39	高知県	6	9	3
40	福岡県	19	17	2
41	佐賀県	6	7	1
42	長崎県	3	2	1
43	熊本県	9	12	3
44	大分県	4	4	0
45	宮崎県	7	10	3
46	鹿児島県	10	5	5
47	沖縄県	19	18	1
都道府県合計		338	329	9

	指定都市名	令和4年	令和3年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	1	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	1	0	1
指定都市合計		10	9	1

	中核市名	令和4年	令和3年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	1	1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	0	1	1
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	0	1	1
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	1	1	0
96	豊橋市	1	1	0
97	岡崎市	1	1	0
98	一宮市	0	1	1
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	1	1	0
103	高槻市	1	1	0
104	枚方市	1	1	0
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	1	1	0
108	姫路市	1	1	0
109	尼崎市	1	1	0
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	1	1	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	1	1	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	1	1	0
116	倉敷市	1	1	0
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	1	1	0
120	高松市	1	1	0
121	松山市	1	1	0
122	高知市	1	1	0
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	0	0
126	大分市	0	1	1
127	宮崎市	1	1	0
128	鹿児島市	1	1	0
129	那覇市	1	1	0
中核市合計		32	37	5
総合計		380	375	5

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位:人)

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	兵庫県	尼崎市	416
2	東京都	江東区	313
3	埼玉県	さいたま市	311
4	千葉県	船橋市	311
5	埼玉県	所沢市	282
6	東京都	墨田区	280
7	兵庫県	宝塚市	275
8	東京都	練馬区	264
9	静岡県	浜松市	261
10	東京都	杉並区	247
11	東京都	中央区	244
12	東京都	足立区	244
13	埼玉県	越谷市	213
14	東京都	立川市	202
15	東京都	葛飾区	196
16	東京都	調布市	188
17	山口県	山口市	180
18	千葉県	八千代市	174
19	岡山県	岡山市	167
20	広島県	広島市	165
21	福島県	郡山市	161
22	香川県	高松市	161
23	東京都	大田区	153
24	東京都	狛江市	151
25	千葉県	市川市	149
26	静岡県	磐田市	145
27	沖縄県	沖縄市	142
28	東京都	台東区	140
29	山口県	下関市	132
30	愛知県	岡崎市	129
31	和歌山県	和歌山市	128
32	千葉県	成田市	119
33	埼玉県	熊谷市	116
34	兵庫県	西宮市	116
35	大阪府	枚方市	114
36	静岡県	藤枝市	113
37	東京都	目黒区	112
38	神奈川県	相模原市	107
39	神奈川県	茅ヶ崎市	103
40	山口県	山陽小野田市	100
41	愛媛県	四国中央市	99
42	大阪府	東大阪市	98
43	東京都	あきる野市	95
44	千葉県	千葉市	83
45	東京都	東村山市	79
46	静岡県	湖西市	79
47	神奈川県	座間市	77
48	沖縄県	読谷村	77
49	沖縄県	北谷町	75
50	福島県	須賀川市	74
51	北海道	根室市	73
52	佐賀県	鳥栖市	73
53	愛知県	豊川市	72
54	埼玉県	春日部市	69
55	東京都	中野区	68
56	大阪府	吹田市	68

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
57	愛知県	江南市	66
58	宮城県	亶理町	65
59	東京都	西東京市	65
60	東京都	港区	64
61	高知県	高知市	64
62	沖縄県	豊見城市	60
63	宮城県	登米市	59
64	宮崎県	宮崎市	59
65	埼玉県	秩父市	58
66	神奈川県	伊勢原市	58
67	静岡県	島田市	56
68	兵庫県	三木市	56
69	福岡県	粕屋町	56
70	東京都	青梅市	55
71	大阪府	高槻市	55
72	岡山県	倉敷市	55
73	岩手県	奥州市	54
74	島根県	出雲市	54
75	広島県	尾道市	54
76	宮城県	富谷市	52
77	埼玉県	白岡市	52
78	神奈川県	藤沢市	52
79	神奈川県	愛川町	52
80	山口県	岩国市	52
81	福岡県	新宮町	52
82	熊本県	八代市	52
83	茨城県	つくば市	51
84	和歌山県	海南市	51
85	福島県	棚倉町	50
86	愛知県	東郷町	50
87	大阪府	貝塚市	50
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			

- () 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
 - ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- 他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
- (1) 開所時間が保護者の希望に合っている。(例: 希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
 - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例: 通常交通手段により、20~30分で通所が可能)
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
 - ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
 - ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	3,080	1,355	44.0%
2	青森県	849	498	58.7%
3	岩手県	1,604	760	47.4%
4	宮城県	1,723	972	56.4%
5	秋田県	1,074	479	44.6%
6	山形県	1,355	763	56.3%
7	福島県	1,367	689	50.4%
8	茨城県	4,440	1,042	23.5%
9	栃木県	2,831	1,181	41.7%
10	群馬県	2,098	751	35.8%
11	埼玉県	7,059	2,681	38.0%
12	千葉県	5,817	1,875	32.2%
13	東京都	17,510	6,047	34.5%
14	神奈川県	3,510	628	17.9%
15	新潟県	1,931	945	48.9%
16	富山県	1,194	126	10.6%
17	石川県	1,122	445	39.7%
18	福井県	800	393	49.1%
19	山梨県	751	484	64.4%
20	長野県	1,578	595	37.7%
21	岐阜県	1,979	625	31.6%
22	静岡県	2,716	919	33.8%
23	愛知県	4,920	1,083	22.0%
24	三重県	2,921	740	25.3%
25	滋賀県	2,319	723	31.2%
26	京都府	1,566	621	39.7%
27	大阪府	3,033	880	29.0%
28	兵庫県	3,010	1,187	39.4%
29	奈良県	1,404	446	31.8%
30	和歌山県	782	267	34.1%
31	鳥取県	822	272	33.1%
32	島根県	1,136	352	31.0%
33	岡山県	1,723	613	35.6%
34	広島県	1,547	544	35.2%
35	山口県	2,011	449	22.3%
36	徳島県	1,093	529	48.4%
37	香川県	794	351	44.2%
38	愛媛県	1,223	254	20.8%
39	高知県	524	231	44.1%
40	福岡県	3,299	1,097	33.3%
41	佐賀県	1,550	577	37.2%
42	長崎県	1,340	542	40.4%
43	熊本県	1,736	722	41.6%
44	大分県	1,480	477	32.2%
45	宮崎県	1,154	543	47.1%
46	鹿児島県	2,274	860	37.8%
47	沖縄県	2,682	1,461	54.5%
都道府県合計		112,731	40,074	35.5%

	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	2,042	631	30.9%
49	仙台市	1,264	956	75.6%
50	さいたま市	1,924	640	33.3%
51	千葉市	954	588	61.6%
52	横浜市	6,868	1,159	16.9%
53	川崎市	1,760	391	22.2%
54	相模原市	1,563	122	7.8%
55	新潟市	1,286	523	40.7%
56	静岡市	585	28	4.8%
57	浜松市	1,540	138	9.0%
58	名古屋市	2,511	463	18.4%
59	京都市	1,101	670	60.9%
60	大阪市	931	274	29.4%
61	堺市	1,378	96	7.0%
62	神戸市	1,936	506	26.1%
63	岡山市	1,398	356	25.5%
64	広島市	2,249	620	27.6%
65	北九州市	1,716	363	21.2%
66	福岡市	850	695	81.8%
67	熊本市	620	248	40.0%
指定都市合計		34,476	9,467	27.5%

	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	428	172	40.2%
69	旭川市	522	213	40.8%
70	青森市	238	210	88.2%
71	八戸市	252	140	55.6%
72	盛岡市	439	151	34.4%
73	秋田市	370	155	41.9%
74	山形市	369	230	62.3%
75	福島市	532	261	49.1%
76	郡山市	548	95	17.3%
77	いわき市	424	236	55.7%
78	水戸市	637	92	14.4%
79	宇都宮市	690	327	47.4%
80	前橋市	604	237	39.2%
81	高崎市	564	190	33.7%
82	川越市	267	193	72.3%
83	川口市	470	97	20.6%
84	越谷市	243	236	97.1%
85	船橋市	550	550	100.0%
86	柏市	320	171	53.4%
87	八王子市	760	169	22.2%
88	横須賀市	567	101	17.8%
89	富山市	862	217	25.2%
90	金沢市	666	217	32.6%
91	福井市	642	187	29.1%
92	甲府市	149	92	61.7%
93	長野市	989	374	37.8%
94	松本市	367	120	32.7%
95	岐阜市	336	72	21.4%
96	豊橋市	534	93	17.4%
97	岡崎市	652	164	25.2%
98	一宮市	537	32	6.0%
99	豊田市	856	73	8.5%
100	大津市	533	213	40.0%
101	豊中市	235	235	100.0%
102	吹田市	452	247	54.6%
103	高槻市	329	56	17.0%
104	枚方市	296	124	41.9%
105	八尾市	264	264	100.0%
106	寝屋川市	150	150	100.0%
107	東大阪市	557	206	37.0%
108	姫路市	560	55	9.8%
109	尼崎市	386	215	55.7%
110	明石市	331	113	34.1%
111	西宮市	524	218	41.6%
112	奈良市	564	152	27.0%
113	和歌山市	513	434	84.6%
114	鳥取市	422	197	46.7%
115	松江市	599	202	33.7%
116	倉敷市	954	398	41.7%
117	呉市	253	76	30.0%
118	福山市	383	383	100.0%
119	下関市	200	128	64.0%
120	高松市	981	199	20.3%
121	松山市	915	251	27.4%
122	高知市	312	252	80.8%
123	久留米市	256	99	38.7%
124	長崎市	947	341	36.0%
125	佐世保市	414	164	39.6%
126	大分市	561	149	26.6%
127	宮崎市	502	203	40.4%
128	鹿児島市	1,367	48	3.5%
129	那覇市	698	308	44.1%
中核市合計		31,842	11,947	37.5%
総合計		179,049	61,488	34.3%

放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

令和4年5月1日 厚生労働省調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	142	53	195	32.0%
2	青森県	53	18	71	39.0%
3	岩手県	41	74	115	36.7%
4	宮城県	71	64	135	47.5%
5	秋田県	64	23	87	46.5%
6	山形県	39	45	84	31.6%
7	福島県	79	31	110	44.7%
8	茨城県	203	128	331	55.5%
9	栃木県	118	102	220	43.2%
10	群馬県	50	65	115	31.7%
11	埼玉県	290	405	695	60.0%
12	千葉県	334	259	593	74.8%
13	東京都	572	436	1,008	54.8%
14	神奈川県	156	54	210	41.5%
15	新潟県	134	46	180	53.3%
16	富山県	58	36	94	54.3%
17	石川県	49	56	105	43.4%
18	福井県	39	3	42	25.1%
19	山梨県	46	20	66	29.7%
20	長野県	85	44	129	42.7%
21	岐阜県	169	66	235	76.1%
22	静岡県	159	159	318	63.3%
23	愛知県	219	169	388	55.5%
24	三重県	41	103	144	32.1%
25	滋賀県	51	71	122	44.5%
26	京都府	87	94	181	71.8%
27	大阪府	311	180	491	92.6%
28	兵庫県	183	164	347	67.5%
29	奈良県	66	67	133	64.3%
30	和歌山県	56	36	92	64.3%
31	鳥取県	27	14	41	33.9%
32	島根県	39	33	72	40.7%
33	岡山県	66	58	124	51.5%
34	広島県	72	79	151	53.5%
35	山口県	76	92	168	62.7%
36	徳島県	29	46	75	39.7%
37	香川県	52	49	101	57.4%
38	愛媛県	64	47	111	61.3%
39	高知県	22	45	67	69.8%
40	福岡県	88	241	329	71.4%
41	佐賀県	116	113	229	80.9%
42	長崎県	6	24	30	12.3%
43	熊本県	37	88	125	37.0%
44	大分県	55	58	113	46.3%
45	宮崎県	61	13	74	32.5%
46	鹿児島県	40	26	66	15.3%
47	沖縄県	14	50	64	13.6%
都道府県合計		4,829	4,147	8,976	51.0%

	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	90	0	90	36.3%
49	仙台市	69	3	72	30.3%
50	さいたま市	41	34	75	25.3%
51	千葉市	65	54	119	67.6%
52	横浜市	315	22	337	58.7%
53	川崎市	0	114	114	82.6%
54	相模原市	16	24	40	32.3%
55	新潟市	30	80	110	60.4%
56	静岡市	40	29	69	71.1%
57	浜松市	45	92	137	83.0%
58	名古屋市	53	2	55	23.0%
59	京都市	53	9	62	28.4%
60	大阪市	84	0	84	44.9%
61	堺市	66	24	90	97.8%
62	神戸市	54	11	65	27.1%
63	岡山市	42	141	183	87.1%
64	広島市	4	12	16	7.5%
65	北九州市	14	78	92	69.2%
66	福岡市	26	113	139	100.0%
67	熊本市	56	93	149	84.7%
指定都市合計		1,163	935	2,098	51.4%

	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	26.5%
69	旭川市	30	24	54	56.3%
70	青森市	31	3	34	66.7%
71	八戸市	9	5	14	29.2%
72	盛岡市	2	3	5	7.4%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	32	7	39	50.0%
75	福島市	5	12	17	18.1%
76	郡山市	49	21	70	65.4%
77	いわき市	24	30	54	68.4%
78	水戸市	40	31	71	72.4%
79	宇都宮市	11	54	65	91.5%
80	前橋市	10	22	32	36.8%
81	高崎市	10	59	69	68.3%
82	川崎市	65	17	82	95.3%
83	川口市	89	42	131	97.0%
84	越谷市	11	36	47	88.7%
85	船橋市	41	52	93	88.6%
86	柏市	18	71	89	100.0%
87	八王子市	25	28	53	58.9%
88	横須賀市	30	0	30	38.5%
89	富山市	20	32	52	41.3%
90	金沢市	10	6	16	15.5%
91	福井市	32	0	32	39.5%
92	甲府市	8	13	21	39.6%
93	長野市	50	0	50	57.5%
94	松本市	3	9	12	29.3%
95	岐阜市	45	0	45	97.8%
96	豊橋市	22	16	38	38.8%
97	岡崎市	4	3	7	13.7%
98	一宮市	2	4	6	10.0%
99	豊田市	33	37	70	97.2%
100	大津市	8	14	22	33.8%
101	豊中市	35	6	41	100.0%
102	吹田市	0	35	35	97.2%
103	高槻市	25	35	60	73.2%
104	枚方市	16	80	96	100.0%
105	八尾市	46	23	69	77.5%
106	寝屋川市	34	7	41	100.0%
107	東大阪市	25	25	50	89.3%
108	姫路市	11	70	81	66.9%
109	尼崎市	13	43	56	61.5%
110	明石市	10	18	28	100.0%
111	西宮市	8	78	86	88.7%
112	奈良市	7	36	43	91.5%
113	和歌山市	75	19	94	89.5%
114	鳥取市	33	14	47	61.8%
115	松江市	13	13	26	32.1%
116	倉敷市	38	83	121	74.2%
117	呉市	40	16	56	87.5%
118	福山市	32	25	57	79.2%
119	下関市	24	9	33	89.2%
120	高松市	36	59	95	70.4%
121	松山市	6	25	31	56.4%
122	高知市	34	47	81	90.0%
123	久留米市	1	43	44	89.8%
124	長崎市	25	18	43	44.8%
125	佐世保市	1	11	12	16.4%
126	大分市	17	35	52	74.3%
127	宮崎市	20	21	41	71.9%
128	鹿児島市	53	52	105	49.1%
129	那覇市	9	16	25	22.3%
中核市合計		1,473	1,614	3,087	61.8%
総合計		7,465	6,696	14,161	53.1%

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	27	11	38	19.5%
2	青森県	4	4	8	11.3%
3	岩手県	6	7	13	11.3%
4	宮城県	9	8	17	12.6%
5	秋田県	28	8	36	41.4%
6	山形県	10	7	17	20.2%
7	福島県	27	7	34	30.9%
8	茨城県	92	63	155	46.8%
9	栃木県	36	6	42	19.1%
10	群馬県	25	13	38	33.0%
11	埼玉県	168	196	364	52.4%
12	千葉県	90	52	142	23.9%
13	東京都	501	360	861	85.4%
14	神奈川県	87	23	110	52.4%
15	新潟県	5	4	9	5.0%
16	富山県	27	16	43	45.7%
17	石川県	1	6	7	6.7%
18	福井県	5	0	5	11.9%
19	山梨県	16	7	23	34.8%
20	長野県	13	8	21	16.3%
21	岐阜県	27	11	38	16.2%
22	静岡県	37	45	82	25.8%
23	愛知県	50	41	91	23.5%
24	三重県	6	14	20	13.9%
25	滋賀県	0	1	1	0.8%
26	京都府	5	49	54	29.8%
27	大阪府	239	129	368	74.9%
28	兵庫県	83	90	173	49.9%
29	奈良県	6	7	13	9.8%
30	和歌山県	11	12	23	25.0%
31	鳥取県	1	1	2	4.9%
32	島根県	14	6	20	27.8%
33	岡山県	7	7	14	11.3%
34	広島県	7	18	25	16.6%
35	山口県	34	33	67	39.9%
36	徳島県	6	1	7	9.3%
37	香川県	0	0	0	0.0%
38	愛媛県	18	12	30	27.0%
39	高知県	2	4	6	9.0%
40	福岡県	30	54	84	25.5%
41	佐賀県	19	25	44	19.2%
42	長崎県	2	1	3	10.0%
43	熊本県	11	22	33	26.4%
44	大分県	8	12	20	17.7%
45	宮崎県	4	1	5	6.8%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	0	2	2	3.1%
都道府県合計		1,804	1,404	3,208	35.7%

	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	90	0	90	100.0%
49	仙台市	8	3	11	15.3%
50	さいたま市	27	22	49	65.3%
51	千葉市	64	54	118	99.2%
52	横浜市	315	22	337	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	13	49	62	56.4%
56	静岡市	38	28	66	95.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	53	0	53	96.4%
59	京都市	20	2	22	35.5%
60	大阪市	81	0	81	96.4%
61	堺市	16	5	21	23.3%
62	神戸市	28	6	34	52.3%
63	岡山市	2	22	24	13.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	26	113	139	100.0%
67	熊本市	53	89	142	95.3%
指定都市合計		837	530	1,367	65.2%

	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	0	0	0	0.0%
71	八戸市	2	2	4	28.6%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	3	0	3	7.7%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	16	6	22	31.4%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	39	31	70	98.6%
79	宇都宮市	7	47	54	83.1%
80	前橋市	9	19	28	87.5%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川崎市	10	1	11	13.4%
83	川口市	46	22	68	51.9%
84	越谷市	2	14	16	34.0%
85	船橋市	41	52	93	100.0%
86	柏市	0	0	0	0.0%
87	八王子市	24	28	52	98.1%
88	横須賀市	3	0	3	10.0%
89	富山市	4	4	8	15.4%
90	金沢市	0	1	1	6.3%
91	福井市	0	0	0	0.0%
92	甲府市	3	2	5	23.8%
93	長野市	50	0	50	100.0%
94	松本市	0	0	0	0.0%
95	岐阜市	5	0	5	11.1%
96	豊橋市	19	11	30	78.9%
97	岡崎市	0	0	0	0.0%
98	一宮市	0	2	2	33.3%
99	豊田市	0	1	1	1.4%
100	大津市	0	0	0	0.0%
101	豊中市	33	5	38	92.7%
102	吹田市	0	35	35	100.0%
103	高槻市	12	5	17	28.3%
104	枚方市	16	80	96	100.0%
105	八尾市	44	21	65	94.2%
106	寝屋川市	34	7	41	100.0%
107	東大阪市	0	0	0	0.0%
108	姫路市	0	0	0	0.0%
109	尼崎市	13	43	56	100.0%
110	明石市	3	3	6	21.4%
111	西宮市	2	1	3	3.5%
112	奈良市	6	36	42	97.7%
113	和歌山市	0	0	0	0.0%
114	鳥取市	2	0	2	4.3%
115	松江市	8	11	19	73.1%
116	倉敷市	38	77	115	95.0%
117	呉市	0	0	0	0.0%
118	福山市	5	1	6	10.5%
119	下関市	10	3	13	39.4%
120	高松市	7	11	18	18.9%
121	松山市	2	11	13	41.9%
122	高知市	0	0	0	0.0%
123	久留米市	0	0	0	0.0%
124	長崎市	20	13	33	76.7%
125	佐世保市	1	4	5	41.7%
126	大分市	8	15	23	44.2%
127	宮崎市	1	3	4	9.8%
128	鹿児島市	52	52	104	99.0%
129	那覇市	5	7	12	48.0%
中核市合計		607	687	1,294	41.9%
総合計		3,248	2,621	5,869	41.4%

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村(1,741市町村)

3 調査の期日

令和4年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)